

Ⅲ 生涯学習

Ⅲ 生涯学習

1 主要施策・事業

(1) 生涯学習文化課

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	HAKODATE まなびっと広場	市民の多様な学習活動を単位認定という形で応援することで、より一層の生涯学習の推進を図る。	小学生～一般
2	成人祭(※)	成人としての自覚と意識の高揚を図るとともに、新成人を祝福、激励する。	新成人
3	ウィークエンド・サークル 活動推進事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒に体験活動の場と機会を提供し、ボランティアとのふれあいの中で、学校外活動を推進する。	小・中学生
4	家庭教育支援事業	保護者や教職員、地域の関係者を対象に、家庭教育セミナーを開催し、家庭の教育力の向上を図る。	家庭教育関係者 一般
5	社会学級(※)	地域住民が主体的に一般的教養を学習する成人教育の場として、市内小・中学校に開設。	一般成人
6	社会教育関係団体・文化芸術活動団体の育成	社会教育関係事業・活動、文化芸術関係事業・活動に対する後援および教育委員会賞の交付を行う。	社会教育関係団体 等・一般市民
7	青少年芸術教育奨励事業	青少年の文化・芸術活動の一層の振興を図るため、文学・美術・書・音楽の4部門から作品を募集し、函館市青少年芸術教育奨励賞を授与する。	市内在住、もしくは市内の学校へ通学する小学生～高校生
8	函館市文化賞表彰	函館市の文化向上に功績のあった個人・団体を表彰する。	一般市民
9	学校開故事業(文化開放) (※)	小・中学校(12校)の特別教室等を開放し、市民にサークル活動の場を提供する。	一般市民
10	函館市高齢者対象大学 (亀田老人大学、 高齢者大学青柳校、 高齢者大学湯川校、 高齢者大学大門校)	高齢者が楽しみながら知識や教養を身につけ、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験を地域社会に活かすための学習の場を提供することを目的とする。	満60歳以上の市民
11	文化芸術アウトリーチ事業	子どもが文化芸術に触れる機会を拡充し、文化芸術活動の楽しさや素晴らしさを体感してもらうため、学校へ活動者等を派遣し、豊かな創造力の育成を図る。	市内小中学生

(※)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止(R3.1月末現在)

Ⅲ 生涯学習

(2) スポーツ振興課

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	函館マラソン（※） &コミュニティランニング	日本陸上競技連盟公認コースによるフル・ハーフおよび0.4～5kmのコース設定によるコミュニティランニングを行う。	一般市民
2	学校開放事業（※）	学校の体育施設を地域のグループなど市民の自主的スポーツ活動や子どもの遊び場に開放する。 （1）校庭開放 14校 （2）スポーツ開放 50校 （3）遊泳開放 20校	一般市民
3	海水浴場設置（※）	市内に海水浴場を設置し、夏期のスポーツ・レクリエーション活動の場を提供する。（入舟町前浜）	一般市民
4	スポーツ関係団体の育成	スポーツ関係事業・活動に対する後援・奨励。	一般市民

（※）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(3) 文化財課

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	国指定文化財管理費補助	重要文化財建物所有者が行う防災設備保守点検等の管理事業費の補助を行い、保護の徹底を図る。	
2	史跡等の保存管理	五稜郭跡、四稜郭、志苔館跡などを随時点検し適正な保存管理を行う。	
3	縄文遺跡群の世界遺産登録の推進	大船遺跡・垣ノ島遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を目指し、4道県および構成資産を有する自治体と協力して事業を推進する。	
4	郷土学習推進事業 「縄文に触れる学習」の実施	学校教育の一環として、縄文文化交流センター、垣ノ島遺跡および大船遺跡を見学し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産や国宝「中空土偶」が身近にあることを理解し、遺跡の重要性や縄文文化への関心を高める。	市立小学校第3学年
5	埋蔵文化財包蔵地の周知と緊急調査の管理	埋蔵文化財包蔵地の該当や範囲など、土木工事施工者等に対する情報の提供・対応や、試掘調査や工事立会等を実施し、埋蔵文化財保護のための適正な指導や管理を行う。	
6	史跡大船遺跡の運営・管理	復元住居等の適正な管理を行うとともに、管理棟において市内の縄文遺跡などについて、パネルによる展示・解説をすることで、縄文時代の知識を深め、文化財保護への関心を深める。	
7	史跡垣ノ島遺跡整備事業	令和3年6月の一般公開に向け、史跡垣ノ島遺跡の整備を実施する。整備工事の最終年にあたる今年度は、園路・広場や建築施設等の整備工事を実施するほか、事業の総括として整備事業報告書の作成を行う。加えて維持管理のための除草を行う。	

(※) は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(4) 戸井教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	大間町との交流事業（※）	青森県大間町音楽祭へ参加し友好を深め、音楽活動の高揚を図る。	文化団体
2	戸井地区文化祭	地域社会に結びついた芸術文化の創造と普及をねらいに文化祭を開催し、地域文化の振興を図る。	一般市民
3	生涯学習セミナー事業	生きがいをもった、心豊かな人づくりを目的とし、趣味の拡充・教養を高めるための学習の機会を提供する。	一般市民
4	戸井地区ふれあい学園	高齢者の健康づくりと生きがいのある生活実現のための学習活動・社会参加を促進する学習活動・高齢者の持つ知識や技能を活用できる学習活動を促進し、豊かな地域社会の実現を図る。	戸井地域市民 (60歳以上)
5	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会（榎法華・恵山・南茅部教育事務所と共催）（※）	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
6	新春書き初め会（榎法華・恵山教育事務所と共催）	新年の清新な雰囲気の中で、日本の伝統文化である書き初めに親しみながら、気を引き締め、集中する力を養う。	榎法華・戸井・恵山地域の小中学生
7	小学生水泳教室	水に慣れ親しみ、正しい泳ぎ方を身につけること等、レベルにあった指導を通して泳ぐことの楽しさを知ってもらうことを目的とする。	小学校2～6年生
8	戸井地区玉入れ大会（※）	生涯スポーツの一環として、幅広い年齢層の人たちが共にスポーツ玉入れを楽しめる機会を提供することにより、参加者同士の交流や親睦、健康増進・体力の向上を目指すとともに地域の活性化と生涯スポーツの振興に寄与する。	中学生以上の一般市民
9	戸井地区ゲートボール大会（※）	ゲートボール競技を通じて屋外スポーツの楽しさを知り、ゲートボール愛好者同士の交流による仲間づくり、高齢者の健康増進および生きがいづくりを目的とする。	一般市民
10	戸井地区秋季ゲートボール交流会	ゲートボール競技を通じて屋外スポーツの楽しさを知り、ゲートボール愛好者同士の交流による仲間づくり、高齢者の健康増進および生きがいづくりを目的とする。（函老連戸井地区連絡協議会との共催）	一般市民
11	戸井地区冬季ゲートボール交流会	冬期間において、戸井地区のゲートボール愛好者が一堂に会し、屋内での交流会をとおして競技力の向上と高齢者の生きがいづくり並びに健康の維持・増進を図る。	一般市民
12	戸井地区バトミントン大会	児童・生徒の交流による仲間づくりと健全育成並びに地域住民の健康増進と地域スポーツの振興を図る。	小学生以上の一般市民
13	道南駅伝競走大会（※）	生涯スポーツの普及と青少年の健全育成を目的に、戸井地区内11.42kmを1チーム4人で競う駅伝大会。	小学生以上の一般市民

（※）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(5) 恵山教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	恵山ふれあいいきいき大学	こころと体の健康や生きがいの創出に資する多様な生涯学習活動を通じ、楽しみながら一般教養や文化芸術に係る造詣を深める機会として各種講座やクラブ活動を実施する。	恵山地域市民(60歳以上)
2	恵山地区文化祭	恵山地区の幼児から高齢者まで幅広い世代の市民が自主的・創造的に取り組んだ様々な地域文化芸術活動の成果を発表する場として、年1回開催し、文化芸術活動団体などと連携を図りながら、市民が気軽に文化芸術に接する機会を提供する。	一般市民および文化芸術活動団体
3	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会(戸井・椴法華・南茅部教育事務所と共催)(※)	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
4	新春書き初め会(戸井・椴法華教育事務所と共催)	新年の清新な雰囲気の中で、日本の伝統文化である書き初めに親しみながら、気を引き締め、集中する力を養う。	椴法華・戸井・恵山地域の小中学生
5	恵山子どもまつり	小・中学生が遊び、学び、楽しめるプログラムの一環として恵山総合体育館を利用した地域の子どもたちが楽しめるイベントを実施。スポーツ系を中心とした身近な遊びを体験する場を提供する。	恵山地域の小中学生
6	小学生水泳教室	夏場の体力づくりと基本泳法の習得を図る。	恵山地域の小学生
7	小学生バドミントン教室	インストラクターによる指導により技術力の向上を図るとともに、バドミントンを通じ、仲間づくりやスポーツの楽しさを体験する機会を提供する。	恵山地域の小学校3～6年生
8	小学生ミニバレーボール大会	小学生の体力づくりと健康増進を図り、ミニバレーを通じて仲間づくりやスポーツの楽しさを体験させる。	恵山地域の小学校3～6年生
9	冬季ゲートボール大会	冬期間の高齢者の体力づくりと健康増進を目的とし、併せてスポーツを通じ戸井地域の競技者との交流を図る。	恵山・戸井地域のゲートボール愛好者・団体

(※)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止(R3.1月末現在)

Ⅲ 生涯学習

(6) 榎法華教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	体験教室事業	小学生を対象に、皆で協力しながら「ものを作る喜び」を感じる機会を提供する。 (バレンタインチョコを作ろう)	榎法華小学校児童
2	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会(戸井・恵山・南茅部教育事務所と共催)(※)	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
3	生涯スポーツ普及事業 榎法華地区パークゴルフ大会(※)	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、榎法華地区市民の交流を深める。	榎法華地域に在住する小学生以上または、勤務するパークゴルフ愛好家
4	新春書き初め会(戸井・恵山教育事務所と共催)	新年の清新な雰囲気なかで、日本の伝統文化である書き初めに親しみながら、気を引き締め、集中する力を養う。	榎法華・戸井・恵山地域の小中学生
5	榎法華・風間浦友好地域子ども交流会事業(※)	1泊2日の団体生活や体験活動をとおして、友好を深めながら互いの地域の特色を知ると共に協力する気持ちを養う。	榎法華・風間浦村地区在住の小学校4～6年生
6	高齢者ふれあいいきいき学級事業	高齢者の健康づくりと豊かな知識・経験を活用し、様々な交流やいきがいやふれあいを感じる機会を提供する。(健康講座「軽運動」、文化伝承教室「鏡もちをつくろう」)	榎法華地区在住者(60歳以上)
7	とどほっけ小・中・ふれあい大運動会事業(※)	レクリエーションスポーツをとおして、地域市民の交流促進と健康増進を図る。	榎法華地域在住者
8	健康推進事業(※)	登山をとおして自身の健康づくりや健康増進について考えるきっかけを作るとともに、山登りの楽しさやマナーについて理解を深める。(恵山登山)	市内に在住する小学生以上
9	榎法華地区文化祭事業	榎法華地区における芸術・文化活動の発表や地区住民の交流、芸術鑑賞の機会を提供し、文化振興を図る。 (3年に1回開催～令和4年度(2022年度)開催年)	一般

(※)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止(R3.1月末現在)

Ⅲ 生涯学習

(7) 南茅部教育事務所

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	南茅部地域文化祭	文化作品の展示、各種発表会等	一般市民（南茅部地区居住者優先）
2	夏休み！南茅部地域親子わくわくキャンプ（※）	オリエンテーリング、屋外炊事、テント泊	小学校4～6年生とその保護者（南茅部地区居住者優先）
3	冬休みふるさと体験教室 「親子でおもちゃ作り・もちつき大会」	昔のおもちゃ作りと臼・杵による餅つき体験	小学生とその保護者（南茅部地区居住者優先）
4	函館市南茅部沿岸 漁業大学	資格取得講座 2級小型船舶操縦士資格取得講座	南茅部地区居住者優先
		資格取得講座 フォークリフト運転技能資格取得講座（※）	南茅部地区居住者優先
		女性専科講座 料理教室	女性・南茅部地区居住者優先
		高齢者専科講座（※）	高齢者・南茅部地区居住者優先
		地域教養講座	南茅部地区居住者優先
		専修課程講座（※）	南茅部地区居住者優先
5	生涯スポーツ普及事業 4地区交流パークゴルフ大会（戸井・恵山・楳法華教育事務所と共催）（※）	健康づくりのきっかけを作るとともに、生涯スポーツとしての普及・振興を図り、4地区市民の交流を深める。	4支所管内地域在住者または勤務者
6	南茅部地域野球大会（※）	野球を通して地域住民の親睦と交流を図る。	一般市民
7	南茅部地域マラソン大会	マラソンを通して地域住民の親睦と交流を図る。	小学生～一般
8	南茅部地域ソフトバレーボール大会	ソフトバレーボールを通して地域住民の親睦と交流を図る。	中学生～一般
9	南茅部地域スキー大会	スキーを通して地域住民の親睦と交流を図る。	小学生～一般

（※）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

Ⅲ 生涯学習

(3) 博物館

No.	事業名	趣旨・内容	対象
1	企画展	「津軽海峡北岸の縄文遺跡」 史跡大船遺跡・史跡垣ノ島遺跡をふくむ「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、津軽海峡北岸の縄文文化を紹介する。	一般市民
2	展示解説セミナー	企画展「津軽海峡北岸の縄文遺跡」	一般市民
3	博物館講座	昔のおもちゃを作って遊ぼう！	小学生と保護者
		博物館資料のしおりを作ろう！	小学生と保護者
		「博物館旧一号公開」とゲームに出てくる貝や虫を見てみよう！	一般市民
		子ども学芸員になろう！	小学生と保護者
		夏休み自由研究「縄文時代の角遇（かくぐう）をつくろう」 戸井貝塚から出土した鹿角でつくられた人形の角遇を作成。	小学校4年生以上と保護者
		夏休み自由研究「日本画でうちわづくり」 日本画家安積徹氏の指導のもと、日本画を描いてうちわを作る。	小学校4年生以上（保護者同伴可）
		夏休み自由研究「大森浜の貝で標本箱を作ろう」 大森浜で貝殻を拾って分類し、標本箱を作る。	小学生（保護者同伴可）
		夏休み自由研究「博物館子供探検隊」 収蔵庫や作業スペースなど、博物館の裏側を探検する。	小学生と保護者
		夏休み自由研究「黒曜石で矢じりを作ろう」 旧石器人・縄文人と同じ方法で石器を作り、当時の生活用具加工術や狩猟について学ぶ。	小学校4～6年生と保護者
		夏休み自由研究「鹿角で縄文時代の釣り針をつくろう」 縄文時代にも使用された鹿角による釣り針を作成。	小学校4年生以上と保護者
		夏休み自由研究「函館公園ひょうたん池のザリガニを見よう」 外来種であるザリガニを実際に釣り、生態系を学ぶ。	小学生と保護者
		千島アイヌのテンキ技法でコースターをつくろう イネ科の植物ハマニンニク（テンキグサ）を使ってコースターを作成。	一般市民
		秋の美術鑑賞会 波響をみる 蠣崎波響の絵画を博物館内の茶室「杉花亭」で鑑賞。	一般市民
		函館公園満喫歴史ツアー （一財）函館市住宅都市施設公社と連携し、函館公園にまつわる講座を開催。	小学生・一般市民
		体験！日本画講座 日本画家安積徹氏の指導のもと、初めての日本画に挑戦。	一般市民
秋の函館公園・函館山自然観察会 函館公園や函館山を散策し、植物や野鳥などを観察します。	一般市民		
冬の函館公園・函館山自然観察会 函館公園や函館山を散策し、植物を冬芽や野鳥などを観察します。	一般市民		
忘れない！函館大火	小学生・一般市民		
4	学芸員の特別講座	行ってみよう！博物館「博見学のススメ」 希望のテーマに合わせて、各分野の学芸員が博物館資料を利用しながら解説する。	5人以上のグループ
5	館報「サラニップ」の発行	博物館の業務、事業、資料関係を掲載する。	一般市民・関係機関
6	「研究紀要」の発行	博物館活動の一環である、学芸員などの研究成果を発表する。	一般市民・関係機関

(※) は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度中止（R3.1月末現在）

2 社会教育施設・スポーツ施設の概要

函館市公民館

所在地	青柳町 12-17	開設年月日	S22.5.3			
設置目的	市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため					
設置根拠	函館市公民館条例					
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：R2.4.1～R7.3.31					
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2階建（地下 1 階）・レンガ造 2 階建・木造平屋建 延床面積：1,177.03 m ² 敷地面積：1,302.11 m ² [主な諸室]					
		区分	収容人数(人)			
		講堂	1 階 220, 2 階 62, 計 282			
		第 1 集会室	50(机 30, 椅子 50)			
		第 2 集会室	40(机 24, 椅子 40)			
		第 3 集会室	15(机 10, 椅子 15)			
		陶芸実習室	16			
開館時間	午前 9 時～午後 9 時					
休館日	月曜日, 国民の祝日, 年末年始					
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [利用料金]（単位：円）					
	区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00		
	講堂	600	1,050	1,200		
	第 1 集会室	380	600	750		
	第 2 集会室	380	600	750		
	第 3 集会室	150	300	380		
	陶芸実習室	260	440	530		
	1 陶芸実習室の利用者が陶芸窯を使用する場合は、使用 1 時間までごとに 200 円を支払う 2 暖房を使用した場合は 5 割増し					
事業実績（R 元）	○高齢者大学青柳校 5/9～11/7 23 回実施（健康、歴史、ボランティア、音楽など） ○公民館講座 成人対象 12 講座、計 59 回実施（コーラス、着付けなど） 親子対象 2 講座、計 4 回実施（トールペイント、陶芸） 子ども対象 4 講座、計 13 回実施（絵てがみ、絵画、土鈴づくり、書き初め） ○地域交流事業 異世代音楽交流会、公民館講座受講生作品展 ○自主事業 丘の上の芸術祭					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	利用者数(人)	21,537	25,398	25,205	30,788	25,025

函館市亀田公民館

(※ R2.3.31 で廃止)

所在地	富岡町1丁目18番33号	開設年月日	S38.6.29																										
設置目的	市民のために実際生活に即する教育，学術および文化に関する各種の事業を行い，もつて住民の教養の向上，健康の増進，情操の純化を図り，生活文化の振興，社会福祉の増進に寄与するため																												
設置根拠	函館市公民館条例																												
運営主体	※R2.3.31 で廃止																												
構造規模等	木造モルタル2階建 延床面積：489.24㎡ 敷地面積：760.00㎡ [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>80 (机 50, 椅子 80)</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>20 (机 10, 椅子 20)</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>30 (座卓 26, 座 30)</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>30 (座卓 24, 座 30)</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>					区分	収容人数(人)	講堂	80 (机 50, 椅子 80)	第1集会室	20 (机 10, 椅子 20)	第2集会室	30 (座卓 26, 座 30)	第3集会室	30 (座卓 24, 座 30)	調理室	24												
区分	収容人数(人)																												
講堂	80 (机 50, 椅子 80)																												
第1集会室	20 (机 10, 椅子 20)																												
第2集会室	30 (座卓 26, 座 30)																												
第3集会室	30 (座卓 24, 座 30)																												
調理室	24																												
開館時間	午前9時～午後9時																												
休館日	月曜日，国民の祝日，年末年始																												
使用料 (利用料金)	利用料金制 (■有 □無) [利用料金] (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>240</td> <td>420</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>180</td> <td>300</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>360</td> <td>600</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>360</td> <td>600</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>240</td> <td>420</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> ※ 暖房を使用した場合は5割増し					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	講堂	240	420	480	第1集会室	180	300	360	第2集会室	360	600	660	第3集会室	360	600	660	調理室	240	420	480
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																										
講堂	240	420	480																										
第1集会室	180	300	360																										
第2集会室	360	600	660																										
第3集会室	360	600	660																										
調理室	240	420	480																										
事業等実績 (R 元)	○公民館講座 成人対象7講座，計47回実施 (絵手紙，着付け など) 親子対象2講座，計5回実施 (体操，お菓子づくり) 子ども対象2講座，計2回実施 (ハーバリウム，書き初め) ○地域交流事業 ざいだん地域講習会「普通救命講習」，異世代フラダンス交流会など 亀田公民館講座受講生作品展 (公民館講座において作成した受講生作品の展示会) ○体験講座 12講座 (生け花，手芸，料理教室など)																												
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>17,031</td> <td>16,423</td> <td>15,178</td> <td>15,622</td> <td>12,965</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	17,031	16,423	15,178	15,622	12,965												
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
利用者数(人)	17,031	16,423	15,178	15,622	12,965																								

Ⅲ 生涯学習【函館市亀田交流プラザ】

函館市亀田交流プラザ

所在地	美原1丁目26番12号	開設年月日	R2.4.1																																				
設置目的	幅広い世代の市民に生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供し、もって豊かな市民生活および活力ある地域社会の実現に寄与するため																																						
設置根拠	函館市亀田交流プラザ条例																																						
運営主体	指定管理者（公募）：函館しあわせ創造パートナーズ 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																																						
構造規模等	<p>鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階，地上3階，塔屋1階建 延床面積：7,387.55㎡ 敷地面積：3,985.40㎡ 駐車場110台（地下・ピロティ部・屋外）</p> <p>[主な諸室]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂1</td> <td>222㎡（椅子約290）</td> </tr> <tr> <td>講堂2</td> <td>168㎡（椅子約240）</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>307㎡</td> </tr> <tr> <td>大会議室1</td> <td>159.72㎡（椅子約190）</td> </tr> <tr> <td>大会議室2</td> <td>144.14㎡（椅子約180）</td> </tr> <tr> <td>大会議室3</td> <td>150.24㎡（椅子約180）</td> </tr> <tr> <td>小会議室1</td> <td>39.33㎡（椅子約60）</td> </tr> <tr> <td>小会議室2</td> <td>39.33㎡（椅子約60）</td> </tr> <tr> <td>小会議室3</td> <td>36.77㎡（椅子約50）</td> </tr> <tr> <td>小会議室4</td> <td>36.77㎡（椅子約50）</td> </tr> <tr> <td>研修室（和洋兼用）</td> <td>41.25㎡（座椅子約16）</td> </tr> <tr> <td>研修室（調理設備付）</td> <td>24.15㎡</td> </tr> <tr> <td>交流集会室</td> <td>75.48㎡（椅子約100）</td> </tr> <tr> <td>交流活動室1～5</td> <td>17.58～26.05㎡</td> </tr> <tr> <td>子ども体育室</td> <td>155.56㎡</td> </tr> <tr> <td>シャワー室（男女）</td> <td>男女各7.14㎡ 各2基</td> </tr> <tr> <td>その他諸室等</td> <td>軽運動室(25.30㎡)，保健相談室（保健師配置）， 子ども活動室（児童図書配置）， ふれあいホール（図書3,251冊，カフェ）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	面積・収容人数(人)	講堂1	222㎡（椅子約290）	講堂2	168㎡（椅子約240）	体育室	307㎡	大会議室1	159.72㎡（椅子約190）	大会議室2	144.14㎡（椅子約180）	大会議室3	150.24㎡（椅子約180）	小会議室1	39.33㎡（椅子約60）	小会議室2	39.33㎡（椅子約60）	小会議室3	36.77㎡（椅子約50）	小会議室4	36.77㎡（椅子約50）	研修室（和洋兼用）	41.25㎡（座椅子約16）	研修室（調理設備付）	24.15㎡	交流集会室	75.48㎡（椅子約100）	交流活動室1～5	17.58～26.05㎡	子ども体育室	155.56㎡	シャワー室（男女）	男女各7.14㎡ 各2基	その他諸室等	軽運動室(25.30㎡)，保健相談室（保健師配置）， 子ども活動室（児童図書配置）， ふれあいホール（図書3,251冊，カフェ）
区分	面積・収容人数(人)																																						
講堂1	222㎡（椅子約290）																																						
講堂2	168㎡（椅子約240）																																						
体育室	307㎡																																						
大会議室1	159.72㎡（椅子約190）																																						
大会議室2	144.14㎡（椅子約180）																																						
大会議室3	150.24㎡（椅子約180）																																						
小会議室1	39.33㎡（椅子約60）																																						
小会議室2	39.33㎡（椅子約60）																																						
小会議室3	36.77㎡（椅子約50）																																						
小会議室4	36.77㎡（椅子約50）																																						
研修室（和洋兼用）	41.25㎡（座椅子約16）																																						
研修室（調理設備付）	24.15㎡																																						
交流集会室	75.48㎡（椅子約100）																																						
交流活動室1～5	17.58～26.05㎡																																						
子ども体育室	155.56㎡																																						
シャワー室（男女）	男女各7.14㎡ 各2基																																						
その他諸室等	軽運動室(25.30㎡)，保健相談室（保健師配置）， 子ども活動室（児童図書配置）， ふれあいホール（図書3,251冊，カフェ）																																						
開館時間	午前9時から午後10時まで (ふれあいホールは午前8時15分から午後10時30分まで)																																						
休館日	年末年始																																						

Ⅲ 生涯学習【函館市亀田交流プラザ】

区分		午前	午後	夜間
		9:00～正午	正午～17:00	17:00～22:00
講堂 1		3,300	4,400	4,400
講堂 2		2,400	3,200	3,200
体育室	アマチュアスポーツに使用する 場合	1,200	1,600	1,600
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	4,500	6,000	6,000
大会議室 1		2,400	3,200	3,200
大会議室 2		2,100	2,800	2,800
大会議室 3		2,100	2,800	2,800
小会議室 1		600	800	800
小会議室 2		600	800	800
小会議室 3		600	800	800
小会議室 4		600	800	800
研修室 1		600	800	800
研修室 2		300	400	400
交流集会室		1,200	1,600	1,600
子ども体育室		600	800	800
シャワー室	1人1回につき			

備考

- 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による使用料の額（以下「基本使用料の額」という。）を合算した額とする。
- 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、基本使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 大会議室をそれぞれ全体の面積の2分の1に相当する面積で使用する場合は、それぞれの基本使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本使用料の額（午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の基本使用料の額）の2分の1に相当する額を徴収する。

Ⅲ 生涯学習【函館市戸井西部総合センター】

函館市戸井西部総合センター

所在地	小安町525番地1	開設年月日	H28.4.1																										
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																												
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																												
運営主体	直営																												
構造規模等	鉄骨造平屋建 延床面積：818.09㎡ 敷地面積：27,168.00㎡ [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会ホール</td> <td>207.48㎡ 椅子席240程度</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>83.72㎡ 50席程度</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>53.34㎡ 調理台3台</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>22.79㎡</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>23.60㎡</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	集会ホール	207.48㎡ 椅子席240程度	研修室	83.72㎡ 50席程度	調理室	53.34㎡ 調理台3台	和室1	22.79㎡	和室2	23.60㎡												
区分	面積・収容人数(人)																												
集会ホール	207.48㎡ 椅子席240程度																												
研修室	83.72㎡ 50席程度																												
調理室	53.34㎡ 調理台3台																												
和室1	22.79㎡																												
和室2	23.60㎡																												
開館時間	午前9時～午後9時																												
休館日	月曜日、年末年始																												
使用料	[使用料] (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会ホール</td> <td>4,200</td> <td>5,460</td> <td>7,090</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>2,100</td> <td>2,730</td> <td>3,540</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> <tr> <td>和室1</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> </tbody> </table> ※11月1日から4月30日までの日によっては、上表の規定による使用料の額の2割増しの額とする。					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	集会ホール	4,200	5,460	7,090	研修室	2,100	2,730	3,540	調理室	3,150	4,090	5,320	和室1	1,050	1,360	1,770	和室2	1,050	1,360	1,770
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																										
集会ホール	4,200	5,460	7,090																										
研修室	2,100	2,730	3,540																										
調理室	3,150	4,090	5,320																										
和室1	1,050	1,360	1,770																										
和室2	1,050	1,360	1,770																										
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>-</td> <td>6,733</td> <td>6,993</td> <td>7,127</td> <td>6,552</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	-	6,733	6,993	7,127	6,552												
	H27	H28	H29	H30	R元																								
利用者数(人)	-	6,733	6,993	7,127	6,552																								

Ⅲ 生涯学習【函館市戸井生涯学習センター】

函館市戸井生涯学習センター

所在地	浜町 33 番地 2	開設年月日	H10.4.1																																		
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																				
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																				
運営主体	直営																																				
構造規模等	木造一部鉄骨造平屋建 延床面積：694.62 m ² 敷地面積：3,119.05 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>223.56 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室 A</td> <td>34.02 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室 B</td> <td>28.35 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室 C</td> <td>102.06 m²</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>34.02 m²</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	講堂	223.56 m ²	研修室 A	34.02 m ²	研修室 B	28.35 m ²	研修室 C	102.06 m ²	茶室	34.02 m ²																				
区分	面積・収容人数(人)																																				
講堂	223.56 m ²																																				
研修室 A	34.02 m ²																																				
研修室 B	28.35 m ²																																				
研修室 C	102.06 m ²																																				
茶室	34.02 m ²																																				
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																				
休館日	日曜日, 国民の祝日, 年末年始																																				
使用料	[使用料] (単位: 円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>4,200</td> <td>5,460</td> <td>7,090</td> </tr> <tr> <td>研修室 A</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>研修室 B</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>研修室 C</td> <td>2,100</td> <td>2,730</td> <td>3,540</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> <tr> <td>工房</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> </tbody> </table> ※ 暖房を使用した場合は、時間区分ごとにストーブ 1 台につき 200 円を徴収する。					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	講堂	4,200	5,460	7,090	研修室 A	1,050	1,360	1,770	研修室 B	1,050	1,360	1,770	研修室 C	2,100	2,730	3,540	茶室	1,050	1,360	1,770	調理実習室	3,150	4,090	5,320	工房	3,150	4,090	5,320
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																																		
講堂	4,200	5,460	7,090																																		
研修室 A	1,050	1,360	1,770																																		
研修室 B	1,050	1,360	1,770																																		
研修室 C	2,100	2,730	3,540																																		
茶室	1,050	1,360	1,770																																		
調理実習室	3,150	4,090	5,320																																		
工房	3,150	4,090	5,320																																		
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>2,768</td> <td>2,432</td> <td>3,396</td> <td>1,926</td> <td>2,951</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	2,768	2,432	3,396	1,926	2,951																				
	H27	H28	H29	H30	R 元																																
利用者数(人)	2,768	2,432	3,396	1,926	2,951																																

Ⅲ 生涯学習【函館市戸井総合学習センター】

函館市戸井総合学習センター

所在地	浜町 308 番地 1	開設年月日	S53.10.1																														
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																
運営主体	直営																																
構造規模等	鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積：1,628.00 m ² 敷地面積：1,483.44 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>496.4 m²</td> </tr> <tr> <td>研修会議室</td> <td>244.75 m²</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>57.75 m²</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>52.5 m²</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>38.5 m²</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	大会議室	496.4 m ²	研修会議室	244.75 m ²	青年研修室	57.75 m ²	研修室	52.5 m ²	小会議室	38.5 m ²																
区分	面積・収容人数(人)																																
大会議室	496.4 m ²																																
研修会議室	244.75 m ²																																
青年研修室	57.75 m ²																																
研修室	52.5 m ²																																
小会議室	38.5 m ²																																
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																
休館日	日曜日, 国民の祝日, 年末年始																																
使用料	[使用料] (単位: 円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>5,250</td> <td>6,820</td> <td>8,870</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>2,100</td> <td>2,730</td> <td>3,540</td> </tr> <tr> <td>研修会議室</td> <td>4,200</td> <td>5,460</td> <td>7,090</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>1,050</td> <td>1,360</td> <td>1,770</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>3,150</td> <td>4,090</td> <td>5,320</td> </tr> </tbody> </table> ※ 11月1日から4月30日までの日によっては、この表の規定による使用料の2割増しの額とする。					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	大会議室	5,250	6,820	8,870	小会議室	3,150	4,090	5,320	研修室	2,100	2,730	3,540	研修会議室	4,200	5,460	7,090	青年研修室	1,050	1,360	1,770	調理実習室	3,150	4,090	5,320
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00																														
大会議室	5,250	6,820	8,870																														
小会議室	3,150	4,090	5,320																														
研修室	2,100	2,730	3,540																														
研修会議室	4,200	5,460	7,090																														
青年研修室	1,050	1,360	1,770																														
調理実習室	3,150	4,090	5,320																														
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,244</td> <td>1,450</td> <td>1,764</td> <td>1,376</td> <td>1,393</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	1,244	1,450	1,764	1,376	1,393																
	H27	H28	H29	H30	R 元																												
利用者数(人)	1,244	1,450	1,764	1,376	1,393																												

Ⅲ 生涯学習【函館市榎法華総合センター】

函館市榎法華総合センター

所在地	新浜町 156 番地 1	開設年月日	S55.9																																			
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																					
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																					
運営主体	直営																																					
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積：1,457.17 m ² 敷地面積：7,043.44 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>440.00 m² うち舞台 100.00 m²</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td>和室 46.74 m²</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td>洋室 56.26 m²</td> </tr> <tr> <td>第 3 研修室</td> <td>和室 36.85 m²</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>45.10 m²</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>45.10 m²</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>90.20 m²</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>34.10 m²</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)	大ホール	440.00 m ² うち舞台 100.00 m ²	第 1 研修室	和室 46.74 m ²	第 2 研修室	洋室 56.26 m ²	第 3 研修室	和室 36.85 m ²	会議室	45.10 m ²	視聴覚室	45.10 m ²	調理実習室	90.20 m ²	プレイルーム	34.10 m ²															
区分	面積・収容人数(人)																																					
大ホール	440.00 m ² うち舞台 100.00 m ²																																					
第 1 研修室	和室 46.74 m ²																																					
第 2 研修室	洋室 56.26 m ²																																					
第 3 研修室	和室 36.85 m ²																																					
会議室	45.10 m ²																																					
視聴覚室	45.10 m ²																																					
調理実習室	90.20 m ²																																					
プレイルーム	34.10 m ²																																					
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																					
休館日	日曜日および土曜日、国民の祝日、年末年始																																					
使用料	[使用料] (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～17:00 (1h につき)</th> <th>17:00～21:00 (1h につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>2,060</td> <td>3,090</td> </tr> <tr> <td>大ホールステージ設備</td> <td>1,030</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td>1,030</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td>1,550</td> <td>2,320</td> </tr> <tr> <td>第 3 研修室</td> <td>1,240</td> <td>1,850</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>820</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,030</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>820</td> <td>1,240</td> </tr> <tr> <td>プレイルーム</td> <td>520</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>820</td> <td>1,240</td> </tr> </tbody> </table> 全館（結婚式、葬祭等で使用する場合に限る。） 1 日につき 15,400					区分	9:00～17:00 (1h につき)	17:00～21:00 (1h につき)	大ホール	2,060	3,090	大ホールステージ設備	1,030	1,550	第 1 研修室	1,030	1,550	第 2 研修室	1,550	2,320	第 3 研修室	1,240	1,850	会議室	820	1,240	調理実習室	1,030	1,550	視聴覚室	820	1,240	プレイルーム	520	770	控室	820	1,240
区分	9:00～17:00 (1h につき)	17:00～21:00 (1h につき)																																				
大ホール	2,060	3,090																																				
大ホールステージ設備	1,030	1,550																																				
第 1 研修室	1,030	1,550																																				
第 2 研修室	1,550	2,320																																				
第 3 研修室	1,240	1,850																																				
会議室	820	1,240																																				
調理実習室	1,030	1,550																																				
視聴覚室	820	1,240																																				
プレイルーム	520	770																																				
控室	820	1,240																																				
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>3,457</td> <td>3,862</td> <td>3,739</td> <td>1,479</td> <td>2,868</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	3,457	3,862	3,739	1,479	2,868																					
	H27	H28	H29	H30	R 元																																	
利用者数(人)	3,457	3,862	3,739	1,479	2,868																																	

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部総合センター】

函館市南茅部総合センター

所在地	川汲町 1520 番地 4	開設年月日	S47.9.2																																					
設置目的	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資するため																																							
設置根拠	函館市地域生涯学習センター条例																																							
運営主体	直営																																							
構造規模等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 延床面積：1,409.69 m ² 敷地面積：3,461.48 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">面積・収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂 (ステージ含)</td> <td colspan="2">376.88</td> </tr> <tr> <td>第 1 会議室</td> <td colspan="2">35.52</td> </tr> <tr> <td>第 2 会議室</td> <td colspan="2">35.52</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td colspan="2">60.66</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td colspan="2">88.63</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td colspan="2">72.88</td> </tr> </tbody> </table>					区分	面積・収容人数(人)		講堂 (ステージ含)	376.88		第 1 会議室	35.52		第 2 会議室	35.52		第 1 研修室	60.66		第 2 研修室	88.63		調理室	72.88															
区分	面積・収容人数(人)																																							
講堂 (ステージ含)	376.88																																							
第 1 会議室	35.52																																							
第 2 会議室	35.52																																							
第 1 研修室	60.66																																							
第 2 研修室	88.63																																							
調理室	72.88																																							
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																							
休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始																																							
使用料	[使用料] (単位：円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～正午</th> <th>正午～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> <th>9:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>3,090</td> <td>4,630</td> <td>6,180</td> <td>12,360</td> </tr> <tr> <td>第 1 会議室</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>第 2 会議室(視聴覚室)</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>第 1 研修室</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>第 2 研修室</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,470</td> <td>4,530</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1,440</td> <td>2,470</td> <td>3,090</td> <td>6,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、上表の規定による使用料の額の 5 割増しの額とする。</p> <p>※ 暖房を使用した場合は、暖房に係る使用料として、講堂にあっては使用 1 時間までごとに 1,030 円を、講堂以外の使用場所にあってはそれぞれ 1 時間までごとに 300 円を徴収する。</p>					区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00	講堂	3,090	4,630	6,180	12,360	第 1 会議室	1,230	1,850	2,470	4,530	第 2 会議室(視聴覚室)	1,230	1,850	2,470	4,530	第 1 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530	第 2 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530	調理室	1,440	2,470	3,090	6,180
区分	9:00～正午	正午～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00																																				
講堂	3,090	4,630	6,180	12,360																																				
第 1 会議室	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
第 2 会議室(視聴覚室)	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
第 1 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
第 2 研修室	1,230	1,850	2,470	4,530																																				
調理室	1,440	2,470	3,090	6,180																																				
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>6,350</td> <td>6,708</td> <td>5,697</td> <td>7,224</td> <td>6,051</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	6,350	6,708	5,697	7,224	6,051																							
	H27	H28	H29	H30	R 元																																			
利用者数(人)	6,350	6,708	5,697	7,224	6,051																																			

函館市青年センター

所在地	千代台町 27 番 5 号	開設年月日	S44.5.17	
設置目的	青少年の教養の向上，健康の増進ならびに情操の純化をはかるため			
設置根拠	函館市青年センター条例			
運営主体	指定管理者（公募）：函館市青年サークル協議会グループ 指定期間：H29.4.1～R4.3.31			
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2 階建（本館）鉄骨造平屋建（体育館） 延床面積：1,786.20 m ² 敷地面積：2,360.00 m ² [主な諸室]			
	区分	面積・収容人数		
	体育館	540 m ² ・約 200		
	第 1 クラブ室	59 m ² ・約 24		
	第 2 クラブ室	30 m ² ・約 10		
	会議室	84 m ² ・約 48		
	和室	14 畳・約 10		
	音楽視聴覚室	46 m ² ・約 15		
	調理実習室	44 m ² ・約 12		
開館時間	午前 9 時～午後 1 0 時			
休館日	水曜日（夜間臨時開館実施），年末年始			
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [使用料]（単位：円）			
	区分	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00
	体育館	各 2,500(1,750)	各 2,500(1,750)	5,000(2,000)
	第 1 クラブ室	各 700(120)	各 700(120)	1,000(140)
	第 2 クラブ室	各 400(70)	各 400(70)	500(80)
	会議室	各 800(150)	各 800(150)	1,300(170)
	和室	各 600(110)	各 600(110)	900(120)
	音楽視聴覚室	各 300(60)	各 300(60)	500(60)
	調理実習室	各 1,500(110)	各 1,500(110)	2,000(120)
	※ 暖房を使用したときは（ ）内の額を加算			
事業実績（R 元）	<ul style="list-style-type: none"> ○教養講座 17 講座（物づくり，健康，教養，料理など） ○育成・相談事業（青年サポートデスク Plus，青年ライブラリー，「ゆうすかわらばん」の発行等） ○余暇活動に必要な施設，設備の提供および指導（七夕イベント，青年センターフェスティバル，はこだてカルチャーナイト 2019 等） ○若者の居場所づくり（勉強スペース応援 DAY，高校生へのヒアリングおよびアンケート実施等） ○その他若者支援（小中学生のためのプログラミング教室） ○自主事業（コピー・ラミネートサービス，音響機材・プロジェクター貸出等） 			

Ⅲ 生涯学習【函館市青年センター】

利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	主催事業(人)	4,730	5,134	4,645	5,389	5,104
	優先利用(人)	13,357	15,115	12,815	12,766	12,331
	一般利用(人)	43,786	49,551	46,435	42,594	40,800
	合計(人)	61,873	69,800	63,895	60,749	58,235

函館市青少年研修センター(ふるる函館) ・

所在地	谷地頭町 5 番 14 号	開設年月日	H8.7.21																																		
設置目的	団体宿泊研修その他団体活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習活動の推進に資するため																																				
設置根拠	函館市青少年研修センター条例																																				
運営主体	指定管理者（公募）：ワーカーズコープ茜 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																																				
構造規模等	木造 2 階建（宿泊棟）鉄筋コンクリート造平屋建（浴室棟） 鉄骨造平屋建（研修棟・体育館） 延床面積：2,178.48 m ² 敷地面積：8,395.02 m ² [主な諸室] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積・収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>120 洋室宿泊室：4名定員2室 6名定員8室・12名定員2室 和室宿泊室：4名定員2室</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>461m²</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>126m²・120</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>54m²・50</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>35m²・30</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>30畳・20</td> </tr> </tbody> </table>			区分	面積・収容人数	宿泊室	120 洋室宿泊室：4名定員2室 6名定員8室・12名定員2室 和室宿泊室：4名定員2室	体育館	461m ²	大研修室	126m ² ・120	中研修室	54m ² ・50	小研修室	35m ² ・30	和室	30畳・20																				
区分	面積・収容人数																																				
宿泊室	120 洋室宿泊室：4名定員2室 6名定員8室・12名定員2室 和室宿泊室：4名定員2室																																				
体育館	461m ²																																				
大研修室	126m ² ・120																																				
中研修室	54m ² ・50																																				
小研修室	35m ² ・30																																				
和室	30畳・20																																				
開館時間	午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分																																				
休館日	月曜日、祝日、年末年始																																				
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [利用料金]（単位：円） ○団体宿泊研修による使用の利用料金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用料金（1人1泊・円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童および生徒（中学校に在学する者に限る）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>生徒（高等学校に在学する者に限る）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者を含む）</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> ※ 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日まで）は、利用料金の5割に相当する額を加算する ※ 事情により宿泊をしない者に係る利用料金の額は、上表および前項の規定による額の2分の1に相当する額とする ○団体宿泊研修以外による使用の利用料金 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00～13:00</th> <th>13:00～17:00</th> <th>17:00～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>				利用料金（1人1泊・円）	児童および生徒（中学校に在学する者に限る）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	200	生徒（高等学校に在学する者に限る）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	400	勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者を含む）	400	その他の者	1,000	区分	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	体育館	2,000	2,000	2,000	大研修室	600	600	600	中研修室	300	300	300	小研修室	200	200	200	和室	300	300	300
	利用料金（1人1泊・円）																																				
児童および生徒（中学校に在学する者に限る）ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	200																																				
生徒（高等学校に在学する者に限る）および学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者または引率者を含む）	400																																				
勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者を含む）	400																																				
その他の者	1,000																																				
区分	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00																																		
体育館	2,000	2,000	2,000																																		
大研修室	600	600	600																																		
中研修室	300	300	300																																		
小研修室	200	200	200																																		
和室	300	300	300																																		

Ⅲ 生涯学習【函館市青少年研修センター(ふるる函館) ・】

	※ 暖房期間（11月1日から翌年の4月30日まで）は、利用料金の5割に相当する額を加算する																													
事業実績（R元）	<p>○宿泊型プログラム 函館山を知ろう、食育キャンプ、ふるる函館夏・冬キャンプ、ネイチャーキャンプ 等</p> <p>○日帰型プログラム ものづくりチャレンジ、ふるる探検隊、ふるる函館寺子屋教室（夏・冬休み）、ふるる音楽会 等</p> <p>○グローバル人材育成 海外青年との合宿型研修、多言語講座</p> <p>○世代間交流による職業観育成 地域の大人によるキャリア教育、世代間遊びを通じた3世代元気事業</p> <p>○次世代リーダー育成 プロジェクトワイルド鳥編エドゥケーター養成講習会 等</p> <p>○施設利用者向け体験プログラム 創作プログラム、科学実験プログラム、物品貸出・販売</p>																													
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊利用(人)</td> <td>13,795</td> <td>13,141</td> <td>13,074</td> <td>13,069</td> <td>11,217</td> </tr> <tr> <td>日帰利用(人)</td> <td>18,791</td> <td>15,071</td> <td>11,716</td> <td>15,526</td> <td>11,622</td> </tr> <tr> <td>合計(人)</td> <td>32,586</td> <td>28,212</td> <td>24,790</td> <td>28,595</td> <td>22,839</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	R元	宿泊利用(人)	13,795	13,141	13,074	13,069	11,217	日帰利用(人)	18,791	15,071	11,716	15,526	11,622	合計(人)	32,586	28,212	24,790	28,595	22,839
	H27	H28	H29	H30	R元																									
宿泊利用(人)	13,795	13,141	13,074	13,069	11,217																									
日帰利用(人)	18,791	15,071	11,716	15,526	11,622																									
合計(人)	32,586	28,212	24,790	28,595	22,839																									

Ⅲ 生涯学習【函館市亀田青少年会館】

函館市亀田青少年会館

(※ R2.3.31 で廃止)

所在地	亀田本町 19 番 21 号	開設年月日	S47.4.3						
設置目的	青少年の教養の向上および健康の増進を図り、ならびに豊かな情操を養い、もって青少年の健全な育成に資するため								
設置根拠	函館市亀田青少年会館条例								
運営主体	指定管理者（公募）：一般社団法人はこだて子どもの広場を創る会 指定期間：H29.4.1～R2.3.31								
構造規模等	鉄筋コンクリート造平屋建（本館）鉄骨造平屋建（体育館） 延床面積：514.05㎡ 敷地面積：3,372.12㎡ [主な諸室]								
	区分		面積・収容人数						
	体育室		291.5㎡						
	研修室		62.6㎡・約 50						
開館時間	午前 9 時～午後 9 時								
休館日	月曜日，年末年始								
使用料（利用料金）	利用料金制（□有 ■無） [使用料]（単位：円）								
	区分	9:00～正午		正午～17:00		17:00～21:00		9:00～21:00	
		夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
	体育館	720	960	960	1,200	1,200	1,440	2,400	3,120
	研修室	360	480	480	600	600	720	1,200	1,560
	※ 夏季は 5 月 1 日から 10 月 31 日まで，冬季は 11 月 1 日から 4 月 30 日まで								
事業実績（R 元）	○教養講座等 料理教室，花壇づくり，キャンドルナイト，亀田川のいきものをさがそう ほか ○指導者の養成および団体活動の育成 卓球教室，空手教室，英語教室，絵画教室 ○職業・交友・健康その他の生活相談 子どもの広場 ○余暇活動に必要な施設，設備の提供および指導 じゃんけん，○×クイズ大会，逆じゃんけん大会，お誕生会 ほか								
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元			
	主催事業(人)	13,146	13,665	12,937	11,046	9,200			
	共催事業(人)	5,270	5,144	3,701	3,333	2,494			
	優先利用(人)	13,452	13,742	10,005	9,975	8,961			
	一般利用(人)	6,026	5,784	5,833	6,912	5,818			
	合計(人)	37,894	38,335	32,476	31,266	26,473			

Ⅲ 生涯学習【函館市中央図書館】

函館市中央図書館

所在地	五稜郭町 26 番 1 号	開設年月日	H17.11.27																						
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																								
設置根拠	函館市図書館条例																								
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																								
構造規模等	<p>鉄筋コンクリート造一部鉄骨地下 1 階地上 2 階建 延床面積：7,687.13 m²（1 階 5,143.81, 2 階 2,098.58, 地階 420.51, 屋上 24.23 m²） 1 階 開架スペース、視聴覚ホール、事務室ほか 2 階 レファレンスコーナー、読書テラス、閉架書庫、研修室（大、中、小）ほか 敷地面積：11,707.81 m² 駐車場 150 台、駐輪場 152 台</p> <p>[主な諸室]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>[蔵書数]（「函館の図書館 2020」より）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般図書</td> <td>407,440 冊</td> </tr> <tr> <td>児童図書</td> <td>83,254 冊</td> </tr> <tr> <td>郷土資料</td> <td>162,945 冊</td> </tr> <tr> <td>AV 資料</td> <td>15,316 点</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>281 タイトル (開架コーナーにあるもの)</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>16 紙</td> </tr> </tbody> </table>			区分	収容人数（人）	視聴覚ホール	152	大研修室	50	中研修室	30	小研修室	10	一般図書	407,440 冊	児童図書	83,254 冊	郷土資料	162,945 冊	AV 資料	15,316 点	雑誌	281 タイトル (開架コーナーにあるもの)	新聞	16 紙
区分	収容人数（人）																								
視聴覚ホール	152																								
大研修室	50																								
中研修室	30																								
小研修室	10																								
一般図書	407,440 冊																								
児童図書	83,254 冊																								
郷土資料	162,945 冊																								
AV 資料	15,316 点																								
雑誌	281 タイトル (開架コーナーにあるもの)																								
新聞	16 紙																								
開館時間	午前 9 時 30 分～午後 8 時（視聴覚ホール・研修室は午後 9 時）																								
休館日	水曜日、年末年始、図書特別整理期間（年 1 回 10 日以内）、館内整理日（毎月最終金曜日）																								
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（<input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無） [使用料]（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:30～正午</th> <th>13:00～16:30</th> <th>17:30～21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>1,200</td> <td>1,700</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>600</td> <td>900</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間 1 時間（1 時間未満の時間は、1 時間とする。）につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料の額の 5 割に相当する額を徴収する。</p>			区分	9:30～正午	13:00～16:30	17:30～21:00	視聴覚ホール	4,000	6,000	7,000	大研修室	1,200	1,700	2,100	中研修室	600	900	1,100	小研修室	300	500	600		
区分	9:30～正午	13:00～16:30	17:30～21:00																						
視聴覚ホール	4,000	6,000	7,000																						
大研修室	1,200	1,700	2,100																						
中研修室	600	900	1,100																						
小研修室	300	500	600																						

Ⅲ 生涯学習【函館市中央図書館】

<p>事業実績（R元）</p>	<p>○ボランティア受入業務 読み聞かせ団体登録と読み聞かせ会の実施，個人ボランティア登録と活動，点訳・朗読奉仕団体登録と活動</p> <p>○えほんふれあい事業 ボランティアによる読み聞かせのほか，リーフレット等を配布</p> <p>○各種講座の開催 図書館ボランティア養成講座，郷土の歴史講座，古文書解読講座ほか</p> <p>○各種イベントの開催 上映会の実施，子どものお楽しみイベント，秋の読書週間イベントほか</p> <p>○市民文芸作品公募，「市民文芸」刊行事業</p> <p>○その他 ボランティア交流会，資料展示業務，リサイクル図書譲渡会，東部4支所管内小学校向けコンテナ使ほか</p> <p>○自主事業 軽食喫茶運営事業，飲料水自動販売機設置事業，コピー・プリントアウト・マイクロリーダーサービス事業，東部4支所管内小学校向けコンテナ便の実施ほか</p>																																																												
<p>利用者数等の推移</p>	<p>[図書]</p> <table border="1" data-bbox="469 846 1380 1010"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>233,124</td> <td>219,244</td> <td>210,819</td> <td>222,276</td> <td>207,355</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>984,760</td> <td>929,044</td> <td>902,749</td> <td>957,648</td> <td>893,316</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>697,055</td> <td>713,524</td> <td>730,120</td> <td>750,018</td> <td>757,889</td> </tr> </tbody> </table> <p>[貸室等]（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="469 1099 1380 1346"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視聴覚ホール</td> <td>225</td> <td>219</td> <td>233</td> <td>259</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>501</td> <td>463</td> <td>496</td> <td>517</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>385</td> <td>427</td> <td>479</td> <td>484</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>414</td> <td>431</td> <td>430</td> <td>490</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>駐車台数（台）</td> <td>13,691</td> <td>14,941</td> <td>15,877</td> <td>16,863</td> <td>16,445</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	233,124	219,244	210,819	222,276	207,355	貸出冊数（冊）	984,760	929,044	902,749	957,648	893,316	蔵書数（冊）	697,055	713,524	730,120	750,018	757,889		H27	H28	H29	H30	R元	視聴覚ホール	225	219	233	259	242	大研修室	501	463	496	517	480	中研修室	385	427	479	484	440	小研修室	414	431	430	490	454	駐車台数（台）	13,691	14,941	15,877	16,863	16,445
	H27	H28	H29	H30	R元																																																								
貸出人数（人）	233,124	219,244	210,819	222,276	207,355																																																								
貸出冊数（冊）	984,760	929,044	902,749	957,648	893,316																																																								
蔵書数（冊）	697,055	713,524	730,120	750,018	757,889																																																								
	H27	H28	H29	H30	R元																																																								
視聴覚ホール	225	219	233	259	242																																																								
大研修室	501	463	496	517	480																																																								
中研修室	385	427	479	484	440																																																								
小研修室	414	431	430	490	454																																																								
駐車台数（台）	13,691	14,941	15,877	16,863	16,445																																																								

Ⅲ 生涯学習【函館市千歳図書館】

函館市千歳図書館

所在地	千歳町 15 番 10 号	開設年月日	H15.4.4																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地上 2 階建 延床面積：551.29 m ² 、敷地面積：887.95 m ² ※もとはこだて幼稚園（現・はまなす認定こども園）併設																												
開館時間	午前 10 時～午後 5 時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第 3 金曜日）、図書特別整理期間（年 1 回 10 日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>24,833</td> <td>23,460</td> <td>22,961</td> <td>23,203</td> <td>21,664</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>92,824</td> <td>87,057</td> <td>84,770</td> <td>87,405</td> <td>84,022</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>42,848</td> <td>42,170</td> <td>39,719</td> <td>41,977</td> <td>39,819</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	貸出人数（人）	24,833	23,460	22,961	23,203	21,664	貸出冊数（冊）	92,824	87,057	84,770	87,405	84,022	蔵書数（冊）	42,848	42,170	39,719	41,977	39,819
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
貸出人数（人）	24,833	23,460	22,961	23,203	21,664																								
貸出冊数（冊）	92,824	87,057	84,770	87,405	84,022																								
蔵書数（冊）	42,848	42,170	39,719	41,977	39,819																								

函館市港図書館

所在地	港町 2 丁目 7 番 1 号	開設年月日	H8.4.2																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地上 2 階建 延床面積：255.59 m ² 、敷地面積：11,902.72 m ² ※港 2 丁目団地集会室、デイサービスセンター港との複合施設																												
開館時間	午前 10 時～午後 5 時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第 3 金曜日）、図書特別整理期間（年 1 回 10 日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>10,980</td> <td>10,468</td> <td>10,324</td> <td>10,356</td> <td>9,732</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>42,996</td> <td>41,588</td> <td>41,495</td> <td>41,216</td> <td>39,934</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>23,761</td> <td>23,587</td> <td>23,631</td> <td>23,996</td> <td>23,304</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	貸出人数（人）	10,980	10,468	10,324	10,356	9,732	貸出冊数（冊）	42,996	41,588	41,495	41,216	39,934	蔵書数（冊）	23,761	23,587	23,631	23,996	23,304
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
貸出人数（人）	10,980	10,468	10,324	10,356	9,732																								
貸出冊数（冊）	42,996	41,588	41,495	41,216	39,934																								
蔵書数（冊）	23,761	23,587	23,631	23,996	23,304																								

Ⅲ 生涯学習【函館市湯川図書室】

函館市湯川図書室

所在地	湯川町2丁目40番13号	開設年月日	S57.11.15																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地上2階地下1階 延床面積：110.20㎡，敷地面積：2,606.45㎡ ※湯川支所2階																												
開館時間	午前10時～午後5時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第3金曜日）、図書特別整理期間（年1回10日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>20,150</td> <td>18,912</td> <td>18,119</td> <td>18,790</td> <td>17,573</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>74,364</td> <td>69,183</td> <td>64,579</td> <td>67,284</td> <td>62,175</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>22,739</td> <td>22,415</td> <td>22,374</td> <td>22,757</td> <td>22,225</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	20,150	18,912	18,119	18,790	17,573	貸出冊数（冊）	74,364	69,183	64,579	67,284	62,175	蔵書数（冊）	22,739	22,415	22,374	22,757	22,225
	H27	H28	H29	H30	R元																								
貸出人数（人）	20,150	18,912	18,119	18,790	17,573																								
貸出冊数（冊）	74,364	69,183	64,579	67,284	62,175																								
蔵書数（冊）	22,739	22,415	22,374	22,757	22,225																								

函館市旭岡図書室

所在地	西旭岡町2丁目51番地12	開設年月日	H2.1.12																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄骨造地上2階建 延床面積：181.32㎡，敷地面積：1,221.31㎡ ※旭岡団地2丁目集会所との複合施設																												
開館時間	午後1時～午後5時																												
休館日	月曜日、祝日、年末年始、館内整理日（毎月第3金曜日）、図書特別整理期間（年1回10日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>4,405</td> <td>4,074</td> <td>4,065</td> <td>4,641</td> <td>4,947</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>15,365</td> <td>14,005</td> <td>14,297</td> <td>16,774</td> <td>17,528</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>15,637</td> <td>15,674</td> <td>15,832</td> <td>16,182</td> <td>16,049</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	4,405	4,074	4,065	4,641	4,947	貸出冊数（冊）	15,365	14,005	14,297	16,774	17,528	蔵書数（冊）	15,637	15,674	15,832	16,182	16,049
	H27	H28	H29	H30	R元																								
貸出人数（人）	4,405	4,074	4,065	4,641	4,947																								
貸出冊数（冊）	15,365	14,005	14,297	16,774	17,528																								
蔵書数（冊）	15,637	15,674	15,832	16,182	16,049																								

Ⅲ 生涯学習【函館市桔梗配本所】

函館市桔梗配本所

所在地	桔梗4丁目1番18号	開設年月日	S53.5.25																										
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため																												
設置根拠	函館市図書館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：図書館流通センター・マルエイヘルシーサービス共同事業体 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																												
構造規模等	鉄骨造平家建 延床面積：26.00㎡，敷地面積：1,809.04㎡ ※ 桔梗福祉交流センターとの複合施設																												
開館時間	午後1時～午後4時45分（土曜日ならびに市立小学校の夏季休業日，冬季休業日，学年末休業日および学年始休業日にあつては，午前10時から午後4時45分まで）																												
休館日	日曜日，祝日，年末年始，館内整理日（毎月第3金曜日），図書特別整理期間（年1回10日以内）																												
利用者数等の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸出人数（人）</td> <td>9,051</td> <td>8,231</td> <td>8,564</td> <td>9,274</td> <td>8,796</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数（冊）</td> <td>30,944</td> <td>27,649</td> <td>27,629</td> <td>30,674</td> <td>27,957</td> </tr> <tr> <td>蔵書数（冊）</td> <td>7,458</td> <td>7,719</td> <td>8,049</td> <td>7,808</td> <td>7,478</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	貸出人数（人）	9,051	8,231	8,564	9,274	8,796	貸出冊数（冊）	30,944	27,649	27,629	30,674	27,957	蔵書数（冊）	7,458	7,719	8,049	7,808	7,478
	H27	H28	H29	H30	R元																								
貸出人数（人）	9,051	8,231	8,564	9,274	8,796																								
貸出冊数（冊）	30,944	27,649	27,629	30,674	27,957																								
蔵書数（冊）	7,458	7,719	8,049	7,808	7,478																								

Ⅲ 生涯学習【市立函館博物館】

市立函館博物館

所在地	青柳町17番1号	開設年月日	M12.5.25			
設置目的	歴史、芸術、民俗等に関する資料を収集・保管・展示して教育的配慮の下に市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため					
設置根拠	市立函館博物館条例					
運営主体	直営					
構造規模等	鉄筋コンクリート造4階建 延床面積：2,728.00 m ² 敷地面積：1,125.61 m ²					
開館時間	(4月1日～10月31日)午前9時～午後4時30分 (11月1日～3月31日)午前9時～午後4時					
休館日	月曜日、祝日、毎月の最終金曜日、年末年始					
使用料	[使用料] (単位：円)					
	区分	入館料				
		個人	10人以上の団体			
	一般	100	1人につき80			
	学生・生徒・児童	50	1人につき40			
	摘要	<p>1 次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1) 小学校就学前の者</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で 教員等に引率されたもの</p> <p>(3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等</p> <p>(4) その他市長が特に認める者</p> <p>2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。</p>				
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	入館者数(人)	10,044	10,313	9,583	11,655	14,756

市立函館博物館郷土資料館（旧金森洋物店）

所在地	末広町 19 番 15 号	開設年月日	S44.11.1																
設置目的	歴史、芸術、民俗等に関する資料を収集・保管・展示して教育的配慮の下に市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため																		
設置根拠	市立函館博物館条例																		
運営主体	指定管理者（公募）：合資会社水引アート工房清雅舎 指定期間：H29.4.1～R4.3.31																		
構造規模等	耐火煉瓦造 2 階建 延床面積：286.75 m ² 敷地面積：191.99 m ²																		
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 4 時 30 分 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 4 時																		
休館日	月曜日、祝日、毎月の最終金曜日、年末年始																		
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>10 人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">1 人につき 80</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">1 人につき 40</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2"> 1 次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者 2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。 </td> </tr> </tbody> </table>					区分	入館料		個人	10 人以上の団体	一般	100	1 人につき 80	学生・生徒・児童	50	1 人につき 40	摘要	1 次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者 2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。	
区分	入館料																		
	個人	10 人以上の団体																	
一般	100	1 人につき 80																	
学生・生徒・児童	50	1 人につき 40																	
摘要	1 次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者 2 本館の日曜日における入館料は、無料とする。																		
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数(人)</td> <td style="text-align: center;">4,989</td> <td style="text-align: center;">5,603</td> <td style="text-align: center;">7,346</td> <td style="text-align: center;">7,117</td> <td style="text-align: center;">7,805</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	入館者数(人)	4,989	5,603	7,346	7,117	7,805		
	H27	H28	H29	H30	R 元														
入館者数(人)	4,989	5,603	7,346	7,117	7,805														

函館市重要文化財旧函館区公会堂

(※ H30.10～R3.4 保存修理工事により休館)

※以下は、H30.9月以前の情報

所在地	元町 11 番 13 号	開設年月日	S58.4.27																										
設置目的	重要文化財旧函館区公会堂を保存し、およびその文化的活用を図るため (M43.9.20 公会堂として開堂)																												
設置根拠	函館市重要文化財旧函館区公会堂条例																												
運営主体	指定管理者 (特例) : 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間 : ~H30.9.30																												
構造規模等	木造 2 階建棧瓦葺 (本館), 木造平屋建渡廊下附属棧瓦葺 (附属棟) 延床面積 : 1,900.12 m ² 敷地面積 : 7,730.60 m ²																												
開館時間	(4 月 1 日 ~ 10 月 31 日) 午前 9 時 ~ 午後 7 時 (11 月 1 日 ~ 3 月 31 日) 午前 9 時 ~ 午後 5 時																												
休館日	年末年始, 館内整理日 (随時)																												
使用料 (利用料金)	利用料金制 (□有 ■無) [入館料] ○一般 300 円 (2 館共通券 500 円, 3 館共通券 720 円, 4 館共通券 840 円) ○学生・生徒・児童 150 円 (2 館共通券 250 円, 3 館共通券 360 円, 4 館共通券 420 円) ※ 共通券は、旧函館区公会堂のほか北方民族資料館, 文学館, 旧イギリス領事館で利用可能																												
事業実績 (H30)	○プロムナードコンサート, 親子一日館長, 公会堂コンサート, 高校生によるお茶会の実施 ○自主事業 売店事業, ハイカラ衣装館事業 (ドレスやタキシード等のレンタル)																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>121,166</td> <td>141,618</td> <td>123,945</td> <td>80,825</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>30,388</td> <td>32,790</td> <td>28,161</td> <td>13,708</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>151,554</td> <td>174,408</td> <td>152,106</td> <td>94,533</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ H30 は 9 月末までの実績</p>						H27	H28	H29	H30	R 元	個人利用(人)	121,166	141,618	123,945	80,825	—	団体利用(人)	30,388	32,790	28,161	13,708	—	計(人)	151,554	174,408	152,106	94,533	—
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
個人利用(人)	121,166	141,618	123,945	80,825	—																								
団体利用(人)	30,388	32,790	28,161	13,708	—																								
計(人)	151,554	174,408	152,106	94,533	—																								

Ⅲ 生涯学習【函館市北洋資料館】

函館市北洋資料館

所在地	五稜郭町 37 番 8 号	開設年月日	S57.9.16																										
設置目的	北洋漁業に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供するため																												
設置根拠	函館市北洋資料館条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積：665.34 m ² 敷地面積：21,696.56 m ² （芸術ホール敷地内）																												
開館時間	(4月1日～10月31日)午前9時～午後7時 (11月1日～3月31日)午前9時～午後5時																												
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円）																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>10人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100</td> <td>1人につき80</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>50</td> <td>1人につき40</td> </tr> </tbody> </table>					区分	入館料		個人	10人以上の団体	一般	100	1人につき80	学生・生徒・児童	50	1人につき40													
区分	入館料																												
	個人	10人以上の団体																											
一般	100	1人につき80																											
学生・生徒・児童	50	1人につき40																											
事業実績（R元）	<p>○文化芸術を振興する事業の実施 「貝殻でつくろう!」、函館の「海と港」児童絵画展</p> <p>○自主事業 冬休み特別企画「クイズで知ろう☆北洋漁業」</p>																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>13,181</td> <td>11,518</td> <td>12,578</td> <td>12,936</td> <td>12,046</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>2,125</td> <td>1,937</td> <td>1,751</td> <td>1,668</td> <td>1,558</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>15,306</td> <td>13,455</td> <td>14,329</td> <td>14,604</td> <td>13,604</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	個人利用(人)	13,181	11,518	12,578	12,936	12,046	団体利用(人)	2,125	1,937	1,751	1,668	1,558	計(人)	15,306	13,455	14,329	14,604	13,604
	H27	H28	H29	H30	R元																								
個人利用(人)	13,181	11,518	12,578	12,936	12,046																								
団体利用(人)	2,125	1,937	1,751	1,668	1,558																								
計(人)	15,306	13,455	14,329	14,604	13,604																								

Ⅲ 生涯学習【函館市文学館】

函館市文学館

所在地	未広町 22 番 5 号	開設年月日	H5.4.1																										
設置目的	郷土ゆかりの文学者の資料を保存し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供するため																												
設置根拠	函館市文学館条例																												
運営主体	指定管理者（特例）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R3.3.31																												
構造規模等	煉瓦および鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建 延床面積：1,026.86 m ² 敷地面積：970.80 m ²																												
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 7 時 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 5 時																												
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） ○一般 300 円（2 館共通券 500 円，3 館共通券 720 円，4 館共通券 840 円） ○学生・生徒・児童 150 円（2 館共通券 250 円，3 館共通券 360 円，4 館共通券 420 円） ※ 共通券は、文学館のほか旧函館区公会堂北方民族資料館，旧イギリス領事館で利用可能																												
事業実績（R 元）	○自主事業 中庭テラス読み聞かせ会，函館・盛岡啄木交流かるた大会																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>15,650</td> <td>18,151</td> <td>16,996</td> <td>13,797</td> <td>9,453</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>1,089</td> <td>963</td> <td>888</td> <td>769</td> <td>1,067</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>16,739</td> <td>19,114</td> <td>17,884</td> <td>14,566</td> <td>10,520</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	個人利用(人)	15,650	18,151	16,996	13,797	9,453	団体利用(人)	1,089	963	888	769	1,067	計(人)	16,739	19,114	17,884	14,566	10,520
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
個人利用(人)	15,650	18,151	16,996	13,797	9,453																								
団体利用(人)	1,089	963	888	769	1,067																								
計(人)	16,739	19,114	17,884	14,566	10,520																								

Ⅲ 生涯学習【函館市北方民族資料館】

函館市北方民族資料館

所在地	末広町 21 番 7 号	開設年月日	H5.4.1 (T15 建築, S63 取得)																										
設置目的	北方民族に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供するため																												
設置根拠	函館市北方民族資料館条例																												
運営主体	指定管理者（特例）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R3.3.31																												
構造規模等	鉄筋コンクリート造地下 1 階付陸屋根 4 階建 延床面積：3,043.11 m ² 敷地面積：1,735.74 m ² (平成元年 11 月 函館市北方民族資料館・石川啄木資料館として開館)																												
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 7 時 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 5 時																												
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（□有 ■無） [入館料]（単位：円） ○一般 300 円（2 館共通券 500 円，3 館共通券 720 円，4 館共通券 840 円） ○学生・生徒・児童 150 円（2 館共通券 250 円，3 館共通券 360 円，4 館共通券 420 円） ※ 共通券は、文学館のほか旧函館区公会堂北方民族資料館，旧イギリス領事館で利用可能																												
事業実績（R 元）	○体験学習講座 北方民族文様の切り紙細工，体験アイヌ文様木彫り教室，刺繍教室 ○自主事業 体験学習講座（北方民族文様の切り紙細工体験，ムックリ製作・演奏体験） 函館市北方民族資料館バックヤードツアー 文化の日企画「函館市北方民族資料館ツアー」 ミュージアムトーク「考古学からアプローチ アイヌ文化の始まりと変遷」																												
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>22,444</td> <td>27,460</td> <td>26,251</td> <td>25,195</td> <td>20,865</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>3,074</td> <td>2,888</td> <td>2,810</td> <td>3,127</td> <td>4,277</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>25,518</td> <td>30,348</td> <td>29,061</td> <td>28,322</td> <td>25,142</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	個人利用(人)	22,444	27,460	26,251	25,195	20,865	団体利用(人)	3,074	2,888	2,810	3,127	4,277	計(人)	25,518	30,348	29,061	28,322	25,142
	H27	H28	H29	H30	R 元																								
個人利用(人)	22,444	27,460	26,251	25,195	20,865																								
団体利用(人)	3,074	2,888	2,810	3,127	4,277																								
計(人)	25,518	30,348	29,061	28,322	25,142																								

Ⅲ 生涯学習【箱館奉行所】

箱館奉行所

所在地	五稜郭町 44 番 3 号	開設年月日	H22.7.29														
設置目的	復元した箱館奉行所庁舎を活用して、特別史跡五稜郭跡の歴史を広く市民等に伝えるとともに、その利用に供し、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため																
設置根拠	箱館奉行所条例																
運営主体	指定管理者（公募）：名美興業株式会社 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																
構造規模等	木造平屋建（一部：太鼓櫓は 5 層） 延床面積：1,283.10 m ² （特別史跡五稜郭跡内）																
開館時間	(4 月 1 日～10 月 31 日)午前 9 時～午後 6 時 (11 月 1 日～3 月 31 日)午前 9 時～午後 5 時																
休館日	年末年始、館内整理日（随時）																
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>20 人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>500</td> <td>1 人につき 400</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>250</td> <td>1 人につき 200</td> </tr> </tbody> </table> ※小学校就学前の子どもは無料 ※函館市内の 65 歳以上の人は半額、障がいのある人は無料					区分	入館料		個人	20 人以上の団体	一般	500	1 人につき 400	学生・生徒・児童	250	1 人につき 200	
区分	入館料																
	個人	20 人以上の団体															
一般	500	1 人につき 400															
学生・生徒・児童	250	1 人につき 200															
事業実績（R 元）	○主な事業 奉行に変身・記念撮影（全 7 回開催）、松前神楽、歴史講座、 開館記念事業（民謡、折り紙教室、スタッフが浴衣でお迎え、瓦版屋がチラシ配布）、 奉行所で秋を楽しむ「お茶とお花を愛でる」、奉行所で秋を楽しむ「和の講座」 「日本の四季とキモノ」～キモノショー 幕末コーヒー体験 兵糧庫特別公開（8/1～8/31） 解説付き見学会（8/4） ○自主事業 板庫（休憩所）内売店の運営																
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数(人)</td> <td>144,070</td> <td>179,032</td> <td>160,905</td> <td>150,086</td> <td>156,533</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	入館者数(人)	144,070	179,032	160,905	150,086	156,533
	H27	H28	H29	H30	R 元												
入館者数(人)	144,070	179,032	160,905	150,086	156,533												

函館市縄文文化交流センター

所在地	白尻町 551 番地 1	開設年月日	H22.7.29																			
設置目的	縄文文化を通じた交流の場の創出および縄文文化の最新の研究成果を通して歴史的意義・重要性を国内外へ情報発信することにより、観光客や研究者等の集客を促し、交流人口の拡大を図り、もって地域振興に寄与するため																					
設置根拠	函館市縄文文化交流センター条例																					
運営主体	指定管理者（特例）：一般財団法人 道南歴史文化振興財団 指定期間：H31.4.1～R4.3.31																					
構造規模等	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積：1,733.43 m ² 敷地面積：7,140.93 m ²																					
開館時間	(4月1日～10月31日)午前9時～午後5時 (11月1日～3月31日)午前9時～午後4時30分																					
休館日	月曜日、年末年始、館内整理日（随時）、特別整理期間（年1回、2週間程度）																					
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [入館料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">入館料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>20人以上の団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">1人につき 240</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">1人につき 120</td> </tr> <tr> <td>特別展示期間</td> <td colspan="2">1,000円を超えない範囲内において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="2">次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒 または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※小学校就学前の子どもは無料。函館市内在住の65歳以上の方は半額。 ※函館市内在住の障がい者の方、その同伴の方は無料。 ※通常期間とは特別展示期間以外の期間。特別展示期間とは特定の主題に基づき、所蔵する資料または臨時に収集した資料による特別展示を行う期間。</p>					区分	入館料		個人	20人以上の団体	一般	300	1人につき 240	学生・生徒・児童	150	1人につき 120	特別展示期間	1,000円を超えない範囲内において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額		摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒 または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者	
区分	入館料																					
	個人	20人以上の団体																				
一般	300	1人につき 240																				
学生・生徒・児童	150	1人につき 120																				
特別展示期間	1,000円を超えない範囲内において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額																					
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒 または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者																					
事業実績（R元）	○体験学習・体験講座企画運営 ミニチュア土器づくり、縄文ペンダントづくり、縄文編み、組紐アクセサリーづくり等 ○定期講座・定期キッズプログラムの実施 ○企画展 目指せ！世界文化遺産登録「北海道・北東北の縄文遺跡群」盛土遺構のある集落 ○自主事業 道の駅内売店の運営、ミュージアムグッズ販売、シーニックの日花苗植栽活動、シーニック de ナイト 2020																					
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館者数(人)</td> <td style="text-align: center;">21,218</td> <td style="text-align: center;">19,688</td> <td style="text-align: center;">19,795</td> <td style="text-align: center;">18,752</td> <td style="text-align: center;">20,402</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	入館者数(人)	21,218	19,688	19,795	18,752	20,402					
	H27	H28	H29	H30	R元																	
入館者数(人)	21,218	19,688	19,795	18,752	20,402																	

Ⅲ 生涯学習【函館市民会館】

函館市民会館

所在地	湯川町1丁目32番1号	開設年月日	S45.7.1
設置目的	市民の文化活動および集会等の用に供するため		
設置根拠	函館市民会館条例		
運営主体	指定管理者（公募）：函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ 指定期間：R2.4.1～R7.3.31		
構造規模等	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建 延床面積：8,051.30㎡ 敷地面積：9,147.63㎡ [主な諸室]		
	区分	面積・収容人数(人)	
	大ホール	3,719㎡ 固定席1,370	
	小ホール	351㎡ 椅子のみ500, 机と椅子250	
	楽屋	1号・2号 45㎡ 3号・5号 22㎡ 6号 91㎡	
	大会議室	276㎡ 椅子のみ300, 机と椅子136	
	小会議室1号	72㎡ 最大30	
	小会議室2号	72㎡ 最大26	
	和室	28畳 最大40	
	展示室	397㎡	
開館時間	午前9時～午後10時		
休館日	年末年始, 器材点検日(随時)		

Ⅲ 生涯学習【函館市民会館】

使用料（利用料金）	利用料金制（■有 □無）					
	[利用料金]（単位：円）					
	区分		9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～22:00	9:00～22:00
	大ホール	平日	16,800	26,400	36,000	72,000
		土日祝	20,160	31,680	43,200	86,400
	小ホール	平日	4,800	6,240	7,800	15,600
		土日祝	5,760	7,680	9,360	18,720
	楽屋	1号・2号	600	720	840	1,680
		3号・5号	360	480	600	1,200
		6号	1,200	1,560	1,800	3,600
大会議室		3,600	4,320	5,040	10,080	
小会議室1号・2号・和室		1,080	1,320	1,680	3,360	
展示室		4,560	5,400	7,200	14,400	
<p>※ 練習などのため舞台のみを使用するときは基本使用料の5割とする。</p> <p>※ 時間区分を超えて使用したときは、超過時間1時間（1時間未満は1時間とする）について許可を受けた時間区分の次の時間区分（午後10時以降は夜間）の基本使用料の5割とする。</p> <p>※ 11月から翌年4月までは暖房料を加算。暖房料は平日の基本使用料（午前・午後・夜間）の5割とする。</p> <p>※ 以下の場合、その使用状況に応じて、下記の割増使用料を加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の説明・宣伝・展示・販売など営利を目的とする場合 基本使用料の10割 ・入場料・会費・講習料などを徴収する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1人1回の入場料の額が、 2,001円～3,000円の場合 基本使用料の15割 3,001円～4,000円の場合 基本使用料の20割 4,001円～5,000円の場合 基本使用料の25割 5,001円以上の場合 基本使用料の30割 <p>入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として割増使用料を算定する。</p>						
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	ホール(人)	65,167	57,468	65,907	94,197	88,220
	リハーサル室(人)	10,863	10,471	10,227	12,155	11,904
	ギャラリー(人)	21,650	18,812	17,172	20,024	21,828
	その他(人)	8,189	7,553	65,907	94,197	17,665
	計(人)	105,869	94,304	101,766	143,599	139,617
※ H29は休館前（H29.11～）までの実績						

函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)

所在地	五稜郭町 37 番 8 号	開設年月日	H10.5.9
設置目的	市民に芸術文化に関する活動の場を提供し、もって本市の芸術文化の振興に寄与するため		
設置根拠	函館市芸術ホール条例		
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31		
構造規模等	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 2 階地上 4 階建 延床面積：5,945.71 m ² 敷地面積：21,696.56 m ² （北洋資料館用地を含む） 駐車場 215 台 [主な諸室]		
	区分	面積・収容人数(人)	
	ホール	音楽舞台時 130 m ² （定員 708+車椅子席 4）、 多目的舞台時 321 m ² （定員 838+車椅子席 4）	
	楽屋	1号 56 m ² （定員 20） 2号 11 m ² （定員 4） 3号 14 m ² （定員 4）	
	会議室	56 m ² （定員 20）	
	ギャラリー	400 m ² （定員 128）	
	リハーサル室	182 m ² （定員 60）	
	練習室	1号 27 m ² （定員 15） 2号 20 m ² （定員 6）	
	録音調整室	10 m ² （定員 4）	
	オープンギャラリー（屋外）	舞台スペース 114 m ² ，客席部分（階段状）383 m ² （定員 500）	
	カフェテラス	185 m ² （定員 60）	
開館時間	午前 9 時～午後 10 時		
休館日	年末年始，器材点検日（随時）		

Ⅲ 生涯学習【函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)】

区分		9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～22:00	9:00～22:00
ホール	平日	15,000	24,000	32,000	64,000
	土日祝	18,000	28,800	38,400	76,800
楽屋	1号	720	870	1,010	2,020
	2号	190	260	320	640
	3号	490	560	620	1,240
会議室		750	900	1,050	2,100
ギャラリー		5,070	6,000	8,000	16,000
リハーサル室	平日	2,550	3,320	4,150	8,300
	土日祝	3,070	4,090	4,980	9,960
練習室	1号	1,200	1,870	2,730	5,460
	2号	800	1,250	1,710	3,420
録音調整室		2,000	2,000	2,000	4,000

※ 練習などのためホールの舞台のみを使用するときは基本使用料の5割とする。

※ ギャラリーまたはリハーサル室を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は利用料金は、基本利用料金の額の20割に相当する額とする。

※ 使用者が2,001円以上の入場料(名称のいかんを問わず、入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。以下同じ。)を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる入場する者1人1回につき徴収する入場料の額(その額が2種類以上定められているときは、最高額による。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 2,001円以上3,000円以下 基本利用料金の額の25割に相当する額

(2) 3,001円以上4,000円以下 基本利用料金の額の30割に相当する額

(3) 4,001円以上5,000円以下 基本利用料金の額の35割に相当する額

(4) 5,001円以上 基本利用料金の額の40割に相当する額

※ 時間区分を超えて使用した場合は、超過1時間(1時間未満は1時間)につき許可を受けた次の時間区分の基本使用料の使用区分別使用料の5割相当とする。ただし、ホールのリハーサル等使用料については、超過1時間につき許可を受けた次の時間区分の基本使用料の5割相当額とする。

※ 暖房使用料は、平日の基本使用料(全日使用は午前・午後・夜間の合計額)の5割相当額とし、適用期間は原則として11月から4月までとする。

Ⅲ 生涯学習【函館市芸術ホール(ハーモニー五稜郭)】

事業実績 (R 元)	<p>○文化芸術を振興する事業 キッズフェスティバル, リサイタル・シリーズ, 函館市民文化祭, はこだて・冬・アート展 ほか</p> <p>○自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞型事業 　　♪ふらっとコンサート, ざいだん出前コンサート, スプリングコンサート ・育成学習型事業 　　函館ジュニア・ドリーム・オーケストラ育成事業, ざいだん「邦楽こども教室」 ・奨励型事業 　　函館新人演奏会～音楽の新しい風～ 																																															
利用者数の推移	<table border="1" data-bbox="507 678 1417 1066"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール(人)</td> <td>65,167</td> <td>57,468</td> <td>65,907</td> <td>94,197</td> <td>88,220</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室(人)</td> <td>10,863</td> <td>10,471</td> <td>10,227</td> <td>12,155</td> <td>11,904</td> </tr> <tr> <td>ギャラリー(人)</td> <td>21,650</td> <td>18,812</td> <td>17,172</td> <td>20,024</td> <td>21,828</td> </tr> <tr> <td>その他(人)</td> <td>8,189</td> <td>7,553</td> <td>65,907</td> <td>94,197</td> <td>17,665</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>105,869</td> <td>94,304</td> <td>101,766</td> <td>143,599</td> <td>139,617</td> </tr> <tr> <td>駐車台数(台)</td> <td>243,391</td> <td>245,835</td> <td>242,964</td> <td>248,022</td> <td>238,482</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	R 元	ホール(人)	65,167	57,468	65,907	94,197	88,220	リハーサル室(人)	10,863	10,471	10,227	12,155	11,904	ギャラリー(人)	21,650	18,812	17,172	20,024	21,828	その他(人)	8,189	7,553	65,907	94,197	17,665	計(人)	105,869	94,304	101,766	143,599	139,617	駐車台数(台)	243,391	245,835	242,964	248,022	238,482
	H27	H28	H29	H30	R 元																																											
ホール(人)	65,167	57,468	65,907	94,197	88,220																																											
リハーサル室(人)	10,863	10,471	10,227	12,155	11,904																																											
ギャラリー(人)	21,650	18,812	17,172	20,024	21,828																																											
その他(人)	8,189	7,553	65,907	94,197	17,665																																											
計(人)	105,869	94,304	101,766	143,599	139,617																																											
駐車台数(台)	243,391	245,835	242,964	248,022	238,482																																											

Ⅲ 生涯学習【千代台公園陸上競技場】

千代台公園陸上競技場

所在地	千代台町 22 番 24 号	開設年月日	H22.7.29																								
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																										
設置根拠	函館市都市公園条例																										
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31																										
構造規模等	<p>施設面積 31,200 m² ※平成 10 年度全面改修 平成 11 年 6 月供用開始 トラック・フィールド 面積 20,400 m² トラック 400m×9 レーン インフィールド（芝生）106m×69m スタンド 収容人員 約 15,000 人 メインスタンド 鉄筋コンクリート造 3 階建（5,250 人） サイドスタンド A 盛土芝生スタンド（2,280 人） サイドスタンド B 鉄筋コンクリート造 2 階建（1,170 人） バックスタンド 盛土芝生スタンド（6,590 人）</p> <p>主要諸室 メインスタンド 管理事務室，本部室，記録室，放送室，審判室，医務室，役員室，更衣室，シャワー室，トイレ，指令室，通告室，器具庫 写真判定カメラ室 サイドスタンド 雨天走路</p>																										
供用期間等	<p>4 月 1 日～11 月第 2 日曜日 （ただし，インフィールドの芝生は，5 月 1 日～10 月 31 日） 供用時間 午前 6 時～午後 7 時（4 月 1 日～8 月 31 日） 午前 6 時～午後 6 時 30 分（9 月 1 日～11 月第 2 日曜日）</p>																										
休館日	器材点検日（毎月不定期），11 月第 2 日曜日の翌日～3 月 31 日（冬季休場）																										
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（<input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無） [入場料]（単位：円） ○専用利用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 日（日の出から日没）</td> <td>半日（日の出～正午，正午～日没）</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>20,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>入場料の最高額の 150 人分に相当する額</td> <td>入場料の最高額の 90 人分に相当する額</td> </tr> </table> <p>※主催者が本市の在住者でない場合の利用料金の額は，5 割増しの額</p> <p>○個人利用</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 日</td> <td>回数券 （1 日券 11 枚綴り）</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>学生・高校生</td> <td>100</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>本市以外に在住の小学生・中学生</td> <td>50</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>本市在住の高齢者（65 歳以上）</td> <td>100</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 本市在住の小・中学生または市内の小・中学校に通学する小・中学生は無料（幼児は市内に限らず無料）</p>				1 日（日の出から日没）	半日（日の出～正午，正午～日没）	入場料を徴収しない場合	20,000	12,000	入場料を徴収する場合	入場料の最高額の 150 人分に相当する額	入場料の最高額の 90 人分に相当する額		1 日	回数券 （1 日券 11 枚綴り）	一般	200	2,000	学生・高校生	100	1,000	本市以外に在住の小学生・中学生	50	500	本市在住の高齢者（65 歳以上）	100	
	1 日（日の出から日没）	半日（日の出～正午，正午～日没）																									
入場料を徴収しない場合	20,000	12,000																									
入場料を徴収する場合	入場料の最高額の 150 人分に相当する額	入場料の最高額の 90 人分に相当する額																									
	1 日	回数券 （1 日券 11 枚綴り）																									
一般	200	2,000																									
学生・高校生	100	1,000																									
本市以外に在住の小学生・中学生	50	500																									
本市在住の高齢者（65 歳以上）	100																										

Ⅲ 生涯学習【千代台公園陸上競技場】

	※ 市の区域内に住所を有する障害者は無料					
事業実績（R元）	○ スポーツを振興する事業の実施 グリーンパークみんなであそぼ！					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	利用者数(人)	121,756	104,494	111,728	128,186	119,323

Ⅲ 生涯学習【千代台公園野球場(オーシャンスタジアム)】

千代台公園野球場(オーシャンスタジアム)

所在地	千代台町 22 番 26 号	開設年月日	S26.7.4																																		
設置目的	市民の休息, 散歩, 遊戯, 運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																																				
設置根拠	函館市都市公園条例																																				
運営主体	指定管理者(公募): 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間: H30.4.1~R5.3.31																																				
構造規模等	施設面積 23,400 m ² グラウンド 13,650 m ² ・両翼 99.1m, 中堅 122m, 内野(クレイ), 外野(芝生), スタンド ・収容人員 約 20,000 人 内野メインスタンド 鉄筋コンクリート造 3 階建 内野スタンド 盛土階段スタンド 外野スタンド 盛土芝生スタンド 主要諸室 事務室, 本部席, 審判席, 放送席, 役員席, 医務室, 公式記録員席, 会議室, ロッカールーム, シャワー室, トイレ, ブルペン, 運営準備室 ※平成 4~5 年度 全面改修 平成 6 年 5 月 供用開始 ※令和元年度改修 スコアボードのフルカラー LED 化、メインスタンドの防水・観客席交換、メインスタンドトイレの洋式化、内野グラウンド表層土入れ替えやラバーフェンス改修 ほか 令和 2 年 5 月 供用開始																																				
供用期間等	5 月 1 日~10 月 3 1 日																																				
休館日	器材点検日(毎月不定期), 11 月~4 月(冬季休場)																																				
使用料(利用料金)	利用料金制(□有 ■無) [利用料金](単位:円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>入場料を徴収しない場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> <th>練習の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">職業</td> <td>一日</td> <td>40,000</td> <td>入場料の総収入の 100 分の 15 に相当する額</td> <td>1 時間:4,400 円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>24,000</td> <td>入場料の総収入の 100 分の 9 に相当する額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>一日</td> <td>20,000</td> <td>入場料の最高額の 110 人分に相当する額</td> <td>1 時間:2,200 円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>12,000</td> <td>入場料の最高額の 70 人分に相当する額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>一日</td> <td>10,000</td> <td>入場料の最高額の 80 人分に相当する額</td> <td>1 時間:1,100 円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>6,000</td> <td>入場料の最高額の 50 人分に相当する額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※主催者が本市の在住者でない場合の利用料金の額は, 5 割増しの額					区分	単位	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	練習の場合	職業	一日	40,000	入場料の総収入の 100 分の 15 に相当する額	1 時間:4,400 円	半日	24,000	入場料の総収入の 100 分の 9 に相当する額		一般	一日	20,000	入場料の最高額の 110 人分に相当する額	1 時間:2,200 円	半日	12,000	入場料の最高額の 70 人分に相当する額		学生	一日	10,000	入場料の最高額の 80 人分に相当する額	1 時間:1,100 円	半日	6,000	入場料の最高額の 50 人分に相当する額	
区分	単位	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	練習の場合																																	
職業	一日	40,000	入場料の総収入の 100 分の 15 に相当する額	1 時間:4,400 円																																	
	半日	24,000	入場料の総収入の 100 分の 9 に相当する額																																		
一般	一日	20,000	入場料の最高額の 110 人分に相当する額	1 時間:2,200 円																																	
	半日	12,000	入場料の最高額の 70 人分に相当する額																																		
学生	一日	10,000	入場料の最高額の 80 人分に相当する額	1 時間:1,100 円																																	
	半日	6,000	入場料の最高額の 50 人分に相当する額																																		
事業実績(R 元)	○ スポーツを振興する事業の実施 オーシャンスタジアム杯少年野球大会																																				
利用者数の推移	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>36,233</td> <td>42,537</td> <td>47,412</td> <td>30,719</td> <td>34,189</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	36,233	42,537	47,412	30,719	34,189																				
	H27	H28	H29	H30	R 元																																
利用者数(人)	36,233	42,537	47,412	30,719	34,189																																

Ⅲ 生涯学習【新川公園野球場】

新川公園野球場

所在地	上新川町 18 番	開設年月日	S23														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 8,158 m ² （プレー面積 6,700m ² ） スタンド収容人数 100 人																
供用期間等	5 月 1 日～ 1 1 月第 2 日曜日 午前 5 時～午後 7 時																
使用料	使用料 1 時間 120 円，1 日 1,200 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>11,483</td> <td>12,284</td> <td>12,435</td> <td>12,673</td> <td>12,580</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	11,483	12,284	12,435	12,673	12,580
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	11,483	12,284	12,435	12,673	12,580												

根崎公園野球場

所在地	高松町 29 番	開設年月日	S49.9.1														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 12,100 m ² （プレー面積 11,000m ² ） スタンド収容人数 450 人，ダックアウト（2 か所）各 15m ²																
供用期間等	5 月 1 日～ 1 1 月第 2 日曜日 午前 5 時～午後 7 時																
使用料	使用料 1 時間 120 円，1 日 1,200 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>13,455</td> <td>14,086</td> <td>14,028</td> <td>12,998</td> <td>13,988</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	13,455	14,086	14,028	12,998	13,988
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	13,455	14,086	14,028	12,998	13,988												

Ⅲ 生涯学習【西桔梗野球場】

西桔梗野球場

所在地	西桔梗町 252 番 27 号	開設年月日	H19.5.1																												
設置目的	スポーツの振興をはかり、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																														
設置根拠	函館市西桔梗野球場条例																														
運営主体	指定管理者（公募）：函館軟式野球連盟 指定期間：R2.4.1～R7.3.31																														
構造規模等	施設面積 24,031.62 m ² グラウンド 10,600 m ² ・両翼 99m, 中堅 115m, スタンド ・収容人員 約 270 人 照明設備 ・主要諸室 事務室, ロビー, 更衣室 トイレ, 物品庫, 駐車場 約 90 台																														
供用期間等	5 月 1 日～11 月第 2 日曜日まで 供用時間 5 時～22 時																														
休館日	器材点検日（毎月不定期）, 11 月第 2 日曜日の翌日～4 月 30 日（冬季休場）																														
使用料（利用料金）	利用料金制（□有 ■無） [使用料]（単位：円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td rowspan="2">一般</td> <td>1 時間</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">学生・生徒・児童</td> <td>1 時間</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>昼間</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">移動式放送設備一式</td> <td>1 時間</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td colspan="2">照明設備</td> <td>30 分</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昼間とは、5 月 1 日から 8 月 31 日までの間にあっては午前 5 時から午後 7 時までを、9 月 1 日から 9 月 30 日までの間にあっては午前 5 時から午後 6 時までを、10 月 1 日から 11 月の第 2 日曜日までの間にあっては午前 5 時から午後 5 時までをいう。</p> <p>※ 市の区域内に住所を有しない者が使用する場合は、この表の規定による使用料の額の 5 割増しの額とする。</p>					区分		使用料		単位	金額	野球場	一般	1 時間	800	昼間	7,000		学生・生徒・児童	1 時間	400	昼間	3,500	移動式放送設備一式		1 時間	360	照明設備		30 分	1,200
区分		使用料																													
		単位	金額																												
野球場	一般	1 時間	800																												
		昼間	7,000																												
	学生・生徒・児童	1 時間	400																												
		昼間	3,500																												
移動式放送設備一式		1 時間	360																												
照明設備		30 分	1,200																												
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>11,782</td> <td>12,130</td> <td>9,347</td> <td>10,920</td> <td>10,223</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	11,782	12,130	9,347	10,920	10,223														
	H27	H28	H29	H30	R 元																										
利用者数(人)	11,782	12,130	9,347	10,920	10,223																										

Ⅲ 生涯学習【根崎公園少年運動広場】

根崎公園少年運動広場

所在地	高松町 581 番	開設年月日	S57.10.25														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 6,090 m ² (プレー面積 4,950m ²)																
供用期間等	5月1日～11月第2日曜日 日の出から日没まで																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>4,440</td> <td>4,280</td> <td>4,550</td> <td>5,600</td> <td>4,650</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	4,440	4,280	4,550	5,600	4,650
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	4,440	4,280	4,550	5,600	4,650												

函館市戸井運動広場

所在地	小安町 525 番地 1	開設年月日	S61.4.1																				
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																						
設置根拠	函館市地域体育施設条例																						
運営主体	直営																						
構造規模等	施設面積 27,168 m ² 多目的グラウンド1面，テニスコート2面，ゲートボールコート2面， ランニングロード 500m																						
供用期間等	4月1日～11月30日 午前9時～午後5時30分																						
休館日	月曜日，国民の祝日の翌日																						
使用料	<p>[使用料] (単位：円)</p> <p>○市の区域内に住所を有しない者が使用するとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">1面1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>一般</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>一般</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゲートボールコート</td> <td>一般</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>小学生・中学生</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table>					区分	1面1時間につき		グラウンド	一般	3,150	小学生・中学生	1,570	テニスコート	一般	1,570	小学生・中学生	780	ゲートボールコート	一般	1,570	小学生・中学生	780
区分	1面1時間につき																						
グラウンド	一般	3,150																					
	小学生・中学生	1,570																					
テニスコート	一般	1,570																					
	小学生・中学生	780																					
ゲートボールコート	一般	1,570																					
	小学生・中学生	780																					
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>614</td> <td>1,884</td> <td>1,742</td> <td>758</td> <td>1,227</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	614	1,884	1,742	758	1,227						
	H27	H28	H29	H30	R元																		
利用者数(人)	614	1,884	1,742	758	1,227																		

Ⅲ 生涯学習【函館市恵山運動広場】

函館市恵山運動広場

所在地	川上町 511 番地	開設年月日	S54.6.9														
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																
設置根拠	函館市地域体育施設条例																
運営主体	直営																
構造規模等	敷地面積 9,207.50m ² 野球グラウンド 1 面, 器具室, 屋外トイレ																
供用期間等	日の出から日没まで																
休場日	年末年始																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>298</td> <td>423</td> <td>427</td> <td>132</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	298	423	427	132	31
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	298	423	427	132	31												

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部運動広場】

函館市南茅部運動広場

所在地	川汲町1657番地ほか	開設年月日	H元.4.1																										
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																												
設置根拠	函館市地域体育施設条例																												
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																												
構造規模等	施設面積 35,889.91 m ² 野球場〔内野（クレー）、外野（芝生）〕面積 14,000 m ² 両翼90m、中堅110m グラウンド（クレー）面積 11,200 m ² トラック（300m×6）、サッカー1面、ソフトボール2面 野球場ダグアウト・本部席（鉄筋コンクリート平屋建）、管理室（木造平屋建）、 器具庫（木造平屋建）、休息所（木造平屋建）、トイレ（ブロック平屋建）2棟																												
供用期間等	4月第4土曜日～10月第4日曜日 供用時間 午前5時から日没まで																												
休館日	器材点検日（毎月不定期）、11月～4月（冬季休場）																												
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [使用料]（単位：円） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>午前 （日の出から正午まで）</th> <th>午後 （正午から日没まで）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td>一般</td> <td>12,360</td> <td>12,360</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>6,180</td> <td>6,180</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">グラウンド</td> <td>一般</td> <td>8,650</td> <td>8,650</td> </tr> <tr> <td>学生・生徒・児童</td> <td>4,320</td> <td>4,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 市の区域内に住所を有しない方が使用するとき、または催物等で使用するとき ※ 使用者が入場料を徴収する場合において、当該徴収した入場料等の合計額の1割に相当する額がこの表の規定による使用料の額を超えるときは、当該1割に相当する額</p>					区分		午前 （日の出から正午まで）	午後 （正午から日没まで）	野球場	一般	12,360	12,360	学生・生徒・児童	6,180	6,180	グラウンド	一般	8,650	8,650	学生・生徒・児童	4,320	4,320						
区分		午前 （日の出から正午まで）	午後 （正午から日没まで）																										
野球場	一般	12,360	12,360																										
	学生・生徒・児童	6,180	6,180																										
グラウンド	一般	8,650	8,650																										
	学生・生徒・児童	4,320	4,320																										
利用者数の推移	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場（人）</td> <td>3,325</td> <td>2,623</td> <td>3,193</td> <td>1,916</td> <td>2,599</td> </tr> <tr> <td>グラウンド（人）</td> <td>1,694</td> <td>2,659</td> <td>2,948</td> <td>1,962</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>計（人）</td> <td>5,019</td> <td>5,282</td> <td>6,141</td> <td>3,878</td> <td>5,099</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	野球場（人）	3,325	2,623	3,193	1,916	2,599	グラウンド（人）	1,694	2,659	2,948	1,962	2,500	計（人）	5,019	5,282	6,141	3,878	5,099
	H27	H28	H29	H30	R元																								
野球場（人）	3,325	2,623	3,193	1,916	2,599																								
グラウンド（人）	1,694	2,659	2,948	1,962	2,500																								
計（人）	5,019	5,282	6,141	3,878	5,099																								

Ⅲ 生涯学習【函館フットボールパーク】

函館フットボールパーク

所在地	日吉町4丁目7番1号, 19番1号	開設年月日	H27.4.1
設置目的	市民にスポーツに親しむ場を提供するとともに、スポーツの大会、合宿等の開催を通じて人や地域の交流を促進し、もって市民の心身の健全な発達および競技水準の向上に寄与するため		
設置根拠	函館フットボールパーク条例		
運営主体	指定管理者（公募）：函館地区サッカー協会 指定期間：R2.4.1～R7.3.31		
構造規模等	敷地面積 99,543.00 m ² ○グラウンド、コート 天然芝サッカーグラウンド2面 105m×68m テニスコート（クレー）5面 人工芝多目的グラウンド2面 105m×68m（ラグビー120m×68m） フットサルコート（人工芝）3面 38m×18m ○クラブハウス等 第1クラブハウス(鉄骨造2階建)335.36m ² 大多目的室、シャワー、トイレ、倉庫 第2クラブハウス(木造2階建)453m ² ロッカールーム、中多目的室、小多目的室、シャワー、トイレ、更衣室 ○駐車場 276台(第1クラブハウス南側44台、テニスコート南・西側30台、第2クラブハウス北側151台、人工芝多目的グラウンドC東側51台) ○その他 夜間照明、ランニングコース、多目的広場		
供用期間等	供用期間 ○天然芝グラウンド 5月1日～10月31日 ○人工芝多目的グラウンド、フットサルコート、第2クラブハウス 3月1日～12月28日 ○テニスコート、第1クラブハウス 5月1日～11月30日 供用時間 ○天然芝サッカーグラウンド、人工芝多目的グラウンド（照明設備が併設されているものを除く。）、テニスコート、第1クラブハウス 午前8時～日没 ○人工芝多目的グラウンド（照明設備が併設されているものに限る。）、フットサルコート、第2クラブハウス 午前8時～午後9時		

Ⅲ 生涯学習【函館フットボールパーク】

使用料（利用料金）	利用料金制（ <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） [利用料金]（単位：円）					
	区分		利用料金			
		単位	金額			
			平日	休日等		
天然芝サッカーグラウンド	一般	1面1時間までごとに	2,000	3,000		
		半面1時間までごとに	1,000	1,500		
	児童等	1面1時間までごとに	1,000	1,500		
		半面1時間までごとに	500	750		
人工芝多目的グラウンド	一般	1面1時間までごとに	2,700	4,000		
		半面1時間までごとに	1,350	2,000		
	児童等	1面1時間までごとに	1,350	2,000		
		半面1時間までごとに	680	1000		
フットサルコート	一般	1面1時間までごとに	700	1000		
	児童等	1面1時間までごとに	350	500		
テニスコート	一般	1面1時間までごとに	150	220		
	児童等	1面1時間までごとに	80	110		
第1クラブハウス	大多目的室	1室1時間までごとに	200	200		
	シャワー室	1人1回につき	100	100		
第2クラブハウス	ロッカールーム（専用使用）	1室1時間までごとに	300	300		
	ロッカールーム（専用使用以外）	1室1時間までごとに	無料	無料		
	中多目的室	1室1時間までごとに	200	200		
	小多目的室	1室1時間までごとに	100	100		
	シャワー室	1人1回につき	100	100		
※ 休日等は、日曜日、土曜日、祝日、7月25日～8月20日 ※ 児童等とは、児童および生徒をいう。						
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	球技場（人）	47,988	93,056	82,957	87,657	88,033
	庭球場（人）	3,816	3,588	1,046	0	88
	計（人）	51,804	96,644	84,003	87,657	88,121
	※H30：庭球場については、改修工事に伴い供用を中止していたため実績なし					

Ⅲ 生涯学習【根崎公園ラグビー場】

根崎公園ラグビー場

所在地	湯川町3丁目6番	開設年月日	S44.9.1			
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため					
設置根拠	函館市都市公園条例					
運営主体	直営					
構造規模等	敷地面積 20,400 m ² プレー面積 13,500m ² (芝) スタンド(3,000人収容) 更衣室, 物品庫, ゴールポスト					
供用期間等	供用期間 4月第2日曜日~11月第2日曜日 日の出~日没					
使用料	[使用料] (単位:円) 一般 1日4,500円 半日2,700円 学生生徒 1日1,800円 半日1,050円					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R元
	利用者数(人)	8,480	10,000	9,680	8,960	11,115

Ⅲ 生涯学習【千代台公園庭球場】

千代台公園庭球場

所在地	千代台町 27 番 2 号	開設年月日	S43.4.1			
設置目的	市民の休息、散歩、遊戯、運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設					
設置根拠	函館市都市公園条例					
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31					
構造規模等	施設面積 12,900 m ² ○テニスコート 砂入人工芝コート 10 面(プレー面積 7,600m ²)，移動式ベンチ 40 基，審判台 10 基 ○夜間照明 メタルハライドランプ(1000W×80 個) 4 灯用 12 基，8 灯用 4 基 (いずれも電撃殺虫器付) 平均照度 800 ルクス ○放送設備 スピーカー8 基，CD ダブルカセットデッキ，マイクセット一式 ○観覧席 盛土コンクリート階段スタンド(ベンチ式席)，収容人員 約 800 人 ○クラブハウス 鉄骨造 2 階建，1 階 148.55m ² ，2 階 140.77m ² ，延べ 289.32m ² 主要諸室 ロッカー室(男女各 1)，男子トイレ(大 1 小 2)，女子トイレ(4)， シャワー室(男 3 基女 1 基)，大会運営室(サービスカウンター付)					
供用期間等	4 月 1 日～11 月の第 2 日曜日 供用時間 6:00～22:00					
休館日	器材点検日 (随時)					
使用料 (利用料金)	利用料金制 (■有 □無) [利用料金] (単位：円)					
	区分		利用料金			
			単位	金額		
人工芝のコート	一般	6:00～17:00	1 面 1 時間につき	600		
		17:00～22:00	1 面 1 時間につき	900		
	学生 生徒 児童	6:00～17:00	1 面 1 時間につき	300		
		17:00～22:00	1 面 1 時間につき	450		
	クラブハウス	大会運営室	6:00～正午	1,000 円 (500 円)		
			正午～17:00	1,000 円 (500 円)		
17:00～22:00			1,000 円 (500 円)			
シャワー室		1 人 1 回につき	100			
放送施設 1 式		7:00～正午	2,500			
	正午～17:00	2,500				
※ 1 回とは，入室から退室までをいう。 ※ 区分が 2 以上にまたがるときの利用料金の額は，その額が高額である区分の欄の利用料金の額とする。 ※ 大会運営室の使用で暖房を使用した場合の利用料金の額は，括弧内の額をその上段の額に加算した額とする。						
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	利用者数 (人)	63,330	58,131	56,478	57,772	57,936

Ⅲ 生涯学習【函館市青柳市民庭球場】

函館市青柳市民庭球場

所在地	青柳町9番	開設年月日	S15.8.1														
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																
設置根拠	函館市民庭球場条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 2,669.96 m ² クレーコート 2面, 更衣室, トイレ																
供用期間等	5月1日～11月第2日曜日 午前9時から日没まで																
使用料	[使用料] (単位:円) 一般1時間 150円 学生1時間 80円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>6,071</td> <td>6,836</td> <td>7,061</td> <td>4,690</td> <td>7,224</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	6,071	6,836	7,061	4,690	7,224
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	6,071	6,836	7,061	4,690	7,224												

NHK広場庭球場

所在地	富岡町3丁目21番	開設年月日	S49.8.20														
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 2,400 m ² アスファルトコート 2面																
供用期間等	5月1日～11月第2日曜日 午前7時～午後6時																
使用料	[使用料] 無料																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,027</td> <td>780</td> <td>916</td> <td>617</td> <td>753</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	1,027	780	916	617	753
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	1,027	780	916	617	753												

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部市民庭球場】

函館市南茅部市民庭球場

所在地	白尻町 327 番地 3	開設年月日	H2.10.1			
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため					
設置根拠	函館市民庭球場条例					
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31					
構造規模等	テニスコート（プレー面積 1,672 m ² ） 全天候型（ゴムチップウレタン塗装）2 面					
供用期間等	4 月第 4 土曜日 から 1 1 月第 3 日曜日 まで 午前 9 時から日没まで					
休館日	年末年始					
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [使用料] 市の区域内に住所を有しない方が使用するとき 1 面 1 時間につき 1,030 円					
利用者数の推移		H27	H28	H29	H30	R 元
	利用者数(人)	59	58	39	21	29

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

函館アリーナ

所在地	湯川町1丁目3番2号	開設年月日	H27.8.1		
設置目的	市民にスポーツおよび文化活動の場を提供するとともに、各種の大会、コンベンションその他の催事を通じて人や地域の交流を促進し、もつて市民の健康で豊かな生活の実現ならびにスポーツおよび文化の振興に寄与するため				
設置根拠	函館アリーナ条例				
運営主体	指定管理者（公募）：函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツグループ 指定期間：R2.4.1～R7.3.31				
構造規模等	敷地面積 23,665.35㎡ 延床面積 15,557.90㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 駐車場：第一・第二駐車場あわせて計284台（身障者用スペース含）				
	部屋	面積 (㎡)	固定観客席数 (席)	収容人数 (人)	
	メインアリーナ (縦44m×横65m×天井高12.5m)	2,860	2,120	5,000	
	サブアリーナ (縦25m×横40m×天井高12.5m)	1,000	208	1,044	
	武道館 (縦25m×横37m×天井高4m)	925	60	936	
	多目的会議室（東）	177		156	
	多目的会議室（西）	166		152	
	スタジオ（東）	191		160	
	スタジオ（西）	179		156	
	【コート等の設置可能面数】				
	競技種目	メインアリーナ	サブアリーナ	武道館	合計
	バスケットボール	3	1		4
	バレーボール	3	1		4
	バドミントン	12	4		16
	卓球	40	10		50
	ソフトテニス	3	1		4
	バウンドテニス	20	6		26
	フットサル	2			2
	ハンドボール	2			2
	柔道	8		3	11
	剣道	8		3	11
	空手	8		3	11
	体操※	10			10
	※ ゆか、鉄棒など設置可能競技数				
供用期間等	午前9時～午後10時、駐車場24時間供用				
休館日	年末年始（12/31～1/3）、器材点検日（随時）				

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

区分		時間区分						
		午前 (9:00～ 正午)	午後 (13:00 ～16:30)	夜間 (17:30 ～22:00)				
メインアリーナ	アマチュアのスポーツに使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	3面	14,000	16,000	20,000		
			2面	9,400	10,600	13,400		
			1面	4,700	5,300	6,700		
		入場料等を徴収する場合	3面	40,000	50,000	60,000		
			2面	28,000	32,000	40,000		
			1面	14,000	16,000	20,000		
	アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	3面	40,000	50,000	60,000	
				2面	28,000	32,000	40,000	
				1面	14,000	16,000	20,000	
			営利を目的とする場合	3面	120,000	150,000	180,000	
				2面	80,000	100,000	120,000	
				1面	40,000	50,000	60,000	
		入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	3面	120,000	150,000	180,000	
				2面	80,000	100,000	120,000	
				1面	40,000	50,000	60,000	
			営利を目的とする場合	3面	360,000	450,000	540,000	
				2面	240,000	300,000	360,000	
				1面	120,000	150,000	180,000	
	サブアリーナ	アマチュアのスポーツに使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	1面	4,700	5,300	6,700	
			入場料等を徴収する場合	1面	14,000	16,000	20,000	
アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合		入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	1面	14,000	16,000	20,000	
			営利を目的とする場合	1面	40,000	50,000	60,000	
		入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	1面	40,000	50,000	60,000	
				営利を目的とする場合	1面	120,000	150,000	180,000
	武道館		アマチュアのスポーツに使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	3面	4,700	5,300	6,700
					2面	3,200	3,600	4,600
1面		1,600			1,800	2,300		
入場料等を徴収する場合		3面		14,000	16,000	20,000		
		2面		9,400	10,600	13,400		
		1面		4,700	5,300	6,700		
武道館	アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	3面	14,000	16,000	20,000	
				2面	9,400	10,600	13,400	
				1面	4,700	5,300	6,700	
			営利を目的とする場合	3面	40,000	50,000	60,000	
				2面	28,000	32,000	40,000	
				1面	14,000	16,000	20,000	
		入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	3面	40,000	50,000	60,000	
				2面	28,000	32,000	40,000	
				1面	14,000	16,000	20,000	
			営利を目的とする場合	3面	120,000	150,000	180,000	
				2面	80,000	100,000	120,000	
				1面	40,000	50,000	60,000	
多目的会議室				3,000	3,600	4,500		
スタジオ				3,000	3,600	4,500		
控室				1,200	1,400	1,800		

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

備考

- 1 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料金の額（以下「専用使用基本利用料金の額」という。）を合算した額とする。
- 2 日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は、専用使用基本利用料金の額に当該額の5分の1に相当する額を加算した額とする。
- 3 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の専用使用基本利用料金の額（午後10時以後にわたる超過時間については、夜間の専用使用基本利用料金の額。以下この項において同じ。）の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。ただし、前項の規定の適用がある場合は、超過時間1時間までごとに、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の専用使用基本利用料金の額の2分の1に相当する額を専用使用基本利用料金の額とみなして同項の規定により算定した額を利用料金として支払わなければならない。
- 4 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的会議室、スタジオまたは控室をそれぞれ全体の面積の2分の1に相当する面積で使用する場合の利用料金は、これらの施設を使用する場合（メインアリーナにあつては、3面を使用する場合とする。）のそれぞれの専用使用基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 5 興行の目的で使用する場合の利用料金は、専用使用基本利用料金の額および前各項の規定による利用料金の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 6 指定管理者は、この表に規定する区分または時間区分について、当該区分または時間区分により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該区分または時間区分と異なる区分を設けることができる。

2 個人使用利用料金

- (1) メインアリーナ・サブアリーナ・武道館・多目的会議室・スタジオ・ランニングコース

区分	時間区分		
	午前 (9:00～ 正午)	午後 (13:00 ～16:30)	夜間 (17:30 ～22:00)
一般	400	400	400
生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	300	300	300
児童生徒（高校生を除く。）	200	200	200

備考

- 1 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による利用料金の額を合算した額とする。
- 2 次に掲げる者の利用料金は、無料とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。以下同じ。）
 - (2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの
 - (3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
- 3 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が使用する場合は、利用料金は、一般の区分の者が使用する場合は、金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。
- 4 指定管理者は、この表に規定する区分または時間区分について、当該区分または時間区分により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該区分または時間区分と異なる区分を設けることができる。

Ⅲ 生涯学習【函館アリーナ】

	<p style="text-align: center;">(2) トレーニングルーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">単位</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2時間につき</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>生徒（高校生に限る。）</td> <td>2時間につき</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 許可を受けた時間を超えて使用した場合は、超過時間1時間までごとに、上表の規定による利用料金の額の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。 2 次に掲げる者の利用料金は、無料とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の区域内に住所を有する障害者 (2) 前号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの 3 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）が使用する場合の利用料金は、一般の区分の者が使用する場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。 4 2時間につきとは、使用の開始から引き続いた使用が終了するまでの2時間を限度とした1回の使用の単位をいう。 5 指定管理者は、この表に規定する区分または単位について、当該区分または単位により上限額として定められた利用料金の規定の趣旨に適合する範囲内においてあらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、当該区分または単位と異なる区分または単位を設けることができる。 					区分	単位	金額	一般	2時間につき	400	生徒（高校生に限る。）	2時間につき	300															
区分	単位	金額																											
一般	2時間につき	400																											
生徒（高校生に限る。）	2時間につき	300																											
事業実績（R元）	<p>○スポーツの振興に資する事業</p> <p style="padding-left: 20px;">各種スポーツ教室（ボディパンプ、ボディジャム、ボディバランスほか）</p> <p style="padding-left: 20px;">プロスポーツ公式戦（Fリーグ公式戦、Bリーグ公式戦（パブリックビューイング）、大相撲函館場所）</p>																												
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> <th style="width: 15%;">R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用（人）</td> <td>58,199</td> <td>89,706</td> <td>85,483</td> <td>86,078</td> <td>80,113</td> </tr> <tr> <td>専用利用（人）</td> <td>185,652</td> <td>335,183</td> <td>257,290</td> <td>282,258</td> <td>206,649</td> </tr> <tr> <td>計（人）</td> <td>243,851</td> <td>424,889</td> <td>342,773</td> <td>368,336</td> <td>286,762</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	個人利用（人）	58,199	89,706	85,483	86,078	80,113	専用利用（人）	185,652	335,183	257,290	282,258	206,649	計（人）	243,851	424,889	342,773	368,336	286,762
	H27	H28	H29	H30	R元																								
個人利用（人）	58,199	89,706	85,483	86,078	80,113																								
専用利用（人）	185,652	335,183	257,290	282,258	206,649																								
計（人）	243,851	424,889	342,773	368,336	286,762																								

Ⅲ 生涯学習【函館市恵山総合体育館】

函館市恵山総合体育館

所在地	川上町 506 番地	開設年月日	S49.4.1																	
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																			
設置根拠	函館市地域体育施設条例																			
運営主体	直営（会計年度任用職員配置）																			
構造規模等	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積：1,576.33 m ² 敷地面積：12,084.92 m ² 体育館(936 m ²), 更衣室(男女別), 談話ホール, 幼児コーナー, 事務室等																			
供用期間等	午前9時30分～午後4時30分(日・木・土・休日) 午前9時30分～午後8時30分(火・水・金)																			
休館日	月曜日・休日の翌日, 年末年始																			
使用料	<p>[使用料]（単位：円）</p> <p>催物等専用使用するとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">時間区分</th> </tr> <tr> <th>午前 (9:30～11:30)</th> <th>午後 (13:00～16:30)</th> <th>夜間 (18:00～20:30)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>6,180</td> <td>10,810</td> <td>7,720</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>8,240</td> <td>14,420</td> <td>10,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 夏季とは4月1日から10月31日までの間を, 冬季とは11月1日から3月31日までの間をいう。</p> <p>※ 商品の宣伝, 展示, 販売等営利目的で, または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は, この表の規定による使用料の20割に相当する額とする。</p>					区分	時間区分			午前 (9:30～11:30)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (18:00～20:30)	夏季	6,180	10,810	7,720	冬季	8,240	14,420	10,300
区分	時間区分																			
	午前 (9:30～11:30)	午後 (13:00～16:30)	夜間 (18:00～20:30)																	
夏季	6,180	10,810	7,720																	
冬季	8,240	14,420	10,300																	
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>4,620</td> <td>4,661</td> <td>3,656</td> <td>5,045</td> <td>4,146</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	4,620	4,661	3,656	5,045	4,146			
	H27	H28	H29	H30	R元															
利用者数(人)	4,620	4,661	3,656	5,045	4,146															

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部スポーツセンター】

函館市南茅部スポーツセンター

所在地	白尻町604番地1	開設年月日	S59.7.1																											
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																													
設置根拠	函館市地域体育施設条例																													
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																													
構造規模等	鉄筋コンクリート造一部2階建 延床面積：2,291.90㎡ 敷地面積：14,781.50㎡ アリーナ 949.39㎡ 研修室兼柔剣道室 242.20㎡ 研修室兼トレーニング室 74.55㎡ 控室 36.77㎡																													
供用期間等	午前9時から午後9時（日曜日は午前9時から午後5時）まで																													
休館日	年末年始																													
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（□有 ■無） [使用料]（単位：円） 市の区域内に住所を有しない方が使用するとき、または催物等専用使用するとき</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 (9:00～正午)</th> <th>午後 (正午～17:00)</th> <th>夜間 (18:00～21:00)</th> <th>全日 (9:00～21:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>8,240</td> <td>12,360</td> <td>16,480</td> <td>37,080</td> </tr> <tr> <td>研修室兼 柔剣道室</td> <td>2,570</td> <td>3,810</td> <td>5,150</td> <td>11,530</td> </tr> <tr> <td>研修室兼 トレーニング室</td> <td>610</td> <td>920</td> <td>1,230</td> <td>2,760</td> </tr> <tr> <td>控室</td> <td>410</td> <td>610</td> <td>820</td> <td>1,840</td> </tr> </tbody> </table> <p>※賞品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、この表の規定による使用料の額の30割に相当する額。 ※暖房を使用した場合は、基本使用料の額の2割に相当する額を徴収。</p>					区分	午前 (9:00～正午)	午後 (正午～17:00)	夜間 (18:00～21:00)	全日 (9:00～21:00)	アリーナ	8,240	12,360	16,480	37,080	研修室兼 柔剣道室	2,570	3,810	5,150	11,530	研修室兼 トレーニング室	610	920	1,230	2,760	控室	410	610	820	1,840
区分	午前 (9:00～正午)	午後 (正午～17:00)	夜間 (18:00～21:00)	全日 (9:00～21:00)																										
アリーナ	8,240	12,360	16,480	37,080																										
研修室兼 柔剣道室	2,570	3,810	5,150	11,530																										
研修室兼 トレーニング室	610	920	1,230	2,760																										
控室	410	610	820	1,840																										
事業実績（R元）	○スポーツの振興に資する事業 南茅部スポーツクリニック、南茅部キッズフェスティバル、健康トレーニング教室																													
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用(人)</td> <td>2,276</td> <td>1,659</td> <td>1,375</td> <td>1,529</td> <td>1,131</td> </tr> <tr> <td>団体利用(人)</td> <td>13,978</td> <td>11,105</td> <td>9,209</td> <td>10,331</td> <td>9,087</td> </tr> <tr> <td>計(人)</td> <td>16,254</td> <td>12,764</td> <td>10,584</td> <td>11,860</td> <td>10,218</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	個人利用(人)	2,276	1,659	1,375	1,529	1,131	団体利用(人)	13,978	11,105	9,209	10,331	9,087	計(人)	16,254	12,764	10,584	11,860	10,218	
	H27	H28	H29	H30	R元																									
個人利用(人)	2,276	1,659	1,375	1,529	1,131																									
団体利用(人)	13,978	11,105	9,209	10,331	9,087																									
計(人)	16,254	12,764	10,584	11,860	10,218																									

Ⅲ 生涯学習【函館市民プール】

函館市民プール

所在地	千代台町 22 番 25 号	開設年月日	S46.7.20																														
設置目的	市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及、振興を図るため																																
設置根拠	函館市民プール条例																																
運営主体	指定管理者（公募）：公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 指定期間：H30.4.1～R5.3.31																																
構造規模等	敷地面積 8,886.54 m ² 延床面積 6,701.01m ² 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建一部地階 管理棟、事務室、会議室、クラブ室 ロビー、シャワー室、更衣室等 25m プール棟 25×16m×7 コース 50m プール棟 50×21m×8 コース 15m プール 15m×6m 幼児プール 変形 67 m ² 採暖室、シャワー室、監視員室、放送室、医務室、ロビー、会議室、 観客席 固定席 600 席																																
供用期間等	午前 10 時～午後 9 時																																
休館日	器材点検日（毎月不定期）、年末年始																																
使用料（利用料金）	<p>利用料金制（<input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）</p> <p>[利用料金]（単位：円）</p> <p>1 個人利用・団体利用の利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本料金 (1 人 1 回 2 時間以 内)</th> <th>超過料金 (1 人 1 回 1 時間ま でごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">個人利用</td> <td>一般</td> <td>420</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>生徒(高等学校,特 別支援学校の高等 部および専修学校 に在学する者(以 下「高校生」とい う。)に限る。)</td> <td>240</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>児童生徒(高校生 を除く。)</td> <td>120</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">団体利用(50 人 以上で責任者の ある 団体)</td> <td>一般</td> <td>340</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>生徒(高校生に限 る。)</td> <td>200</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>児童生徒(高校生 を除く。)</td> <td>80</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td>30</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ※ 次に掲げる者（第 1 号から第 3 号までに掲げる者にあつては、個人利用をする場合に限る。） の基本料金および超過料金は、無料とする。 (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている</p>			区分		基本料金 (1 人 1 回 2 時間以 内)	超過料金 (1 人 1 回 1 時間ま でごとに)	個人利用	一般	420	220	生徒(高等学校,特 別支援学校の高等 部および専修学校 に在学する者(以 下「高校生」とい う。)に限る。)	240	120	児童生徒(高校生 を除く。)	120	60	幼児	50	30	団体利用(50 人 以上で責任者の ある 団体)	一般	340	170	生徒(高校生に限 る。)	200	100	児童生徒(高校生 を除く。)	80	40	幼児	30	20
区分		基本料金 (1 人 1 回 2 時間以 内)	超過料金 (1 人 1 回 1 時間ま でごとに)																														
個人利用	一般	420	220																														
	生徒(高等学校,特 別支援学校の高等 部および専修学校 に在学する者(以 下「高校生」とい う。)に限る。)	240	120																														
	児童生徒(高校生 を除く。)	120	60																														
	幼児	50	30																														
団体利用(50 人 以上で責任者の ある 団体)	一般	340	170																														
	生徒(高校生に限 る。)	200	100																														
	児童生徒(高校生 を除く。)	80	40																														
	幼児	30	20																														

Ⅲ 生涯学習【函館市民プール】

	<p>者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。)</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの</p> <p>(3) (1)に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの</p> <p>(4) 市の区域内に居住する幼児</p> <p>※ 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）の個人利用の場合の基本料金および超過料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、以下に定める額とする。</p> <p>(1) 基本料金 一般の区分の者の個人利用の場合の上表の規定による基本料金の額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 超過料金 一般の区分の者の個人利用の場合の上表の規定による超過料金の額の2分の1に相当する額</p> <p>2 専用利用の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">1時間までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50mプール</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> <tr> <td>25mプール</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> </tr> <tr> <td>幼児プール</td> <td style="text-align: right;">1箇所につき 2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 回数券による個人利用の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: right;">4,200</td> </tr> <tr> <td>生徒（高校生に限る。）</td> <td style="text-align: right;">2,400</td> </tr> <tr> <td>児童生徒（高校生を除く。）</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>※ 回数券は、1枚につき1回2時間以内の利用をすることのできる利用券11枚をつづつたものとする。</p> <p>※ 回数券の利用に係る超過料金は、1の表（備考以外の部分に限る。）の個人利用に係る超過料金の規定により算定した額とする。</p>					区分	1時間までごとに	50mプール	30,000	25mプール	12,000	幼児プール	1箇所につき 2,400円	区分	金額	一般	4,200	生徒（高校生に限る。）	2,400	児童生徒（高校生を除く。）	1,200	幼児	500																		
区分	1時間までごとに																																								
50mプール	30,000																																								
25mプール	12,000																																								
幼児プール	1箇所につき 2,400円																																								
区分	金額																																								
一般	4,200																																								
生徒（高校生に限る。）	2,400																																								
児童生徒（高校生を除く。）	1,200																																								
幼児	500																																								
事業実績（R元）	<p>○スポーツの振興に資する事業</p> <p style="padding-left: 20px;">ワンポイントレッスン，市民プール活性事業泳力向上プロジェクト</p>																																								
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> <th style="width: 15%;">H30</th> <th style="width: 15%;">R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用（人）</td> <td>30,030</td> <td>32,711</td> <td>28,677</td> <td>29,421</td> <td>24,771</td> </tr> <tr> <td>回数券利用（人）</td> <td>8,103</td> <td>9,181</td> <td>7,972</td> <td>7,551</td> <td>10,540</td> </tr> <tr> <td>団体利用（人）</td> <td>11,965</td> <td>10,676</td> <td>9,518</td> <td>9,976</td> <td>8,580</td> </tr> <tr> <td>その他（人）</td> <td>77,173</td> <td>76,871</td> <td>68,035</td> <td>68,196</td> <td>68,544</td> </tr> <tr> <td>計（人）</td> <td>127,271</td> <td>129,439</td> <td>114,202</td> <td>115,144</td> <td>112,435</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	個人利用（人）	30,030	32,711	28,677	29,421	24,771	回数券利用（人）	8,103	9,181	7,972	7,551	10,540	団体利用（人）	11,965	10,676	9,518	9,976	8,580	その他（人）	77,173	76,871	68,035	68,196	68,544	計（人）	127,271	129,439	114,202	115,144	112,435
	H27	H28	H29	H30	R元																																				
個人利用（人）	30,030	32,711	28,677	29,421	24,771																																				
回数券利用（人）	8,103	9,181	7,972	7,551	10,540																																				
団体利用（人）	11,965	10,676	9,518	9,976	8,580																																				
その他（人）	77,173	76,871	68,035	68,196	68,544																																				
計（人）	127,271	129,439	114,202	115,144	112,435																																				

Ⅲ 生涯学習【函館市南茅部プール】

函館市南茅部プール

所在地	尾札部町1608番地1	開設年月日	H10.4.1																			
設置目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																					
設置根拠	函館市地域体育施設条例																					
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																					
構造規模等	プール：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,667.08m ² , プール室 842.85m ² 一般用 25m×6コース, 低学年用, ジャグジープール ミーティング室 41.45 m ² トレーニング室 49.48 m ² 倉庫：鉄骨平屋建 22.84m ²																					
供用期間等	4月1日～10月31日 午後1時から午後6時（水・金曜は午後1時から午後8時）まで																					
休館日	月曜日, 火曜日																					
使用料（利用料金）	利用料金制（ <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無） [使用料]（単位：円） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>1回券</th> <th>回数券 (11回券)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>300</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>150</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>100</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒(高等学校, 特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。)または市の区域外の学校に在学する児童もしくは生徒で市の区域内に居住するものが個人で利用する場合は、使用料を徴収しない。</p>					区分	金額		1回券	回数券 (11回券)	一般	300	3,000	高校生	200	2,000	中学生	150	1,500	小学生	100	1,000
区分	金額																					
	1回券	回数券 (11回券)																				
一般	300	3,000																				
高校生	200	2,000																				
中学生	150	1,500																				
小学生	100	1,000																				
事業実績（R元）	○スポーツの振興に資する事業 プール体験学習、南茅部プールまつり、南茅部水泳記録会、着衣水泳教室、スタジオレッスン																					
利用者数の推移	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>9,347</td> <td>8,281</td> <td>10,088</td> <td>10,178</td> <td>12,078</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	9,347	8,281	10,088	10,178	12,078					
	H27	H28	H29	H30	R元																	
利用者数(人)	9,347	8,281	10,088	10,178	12,078																	

Ⅲ 生涯学習【千代台公園弓道場】

千代台公園弓道場

所在地	千代台町 27 番 8 号	開設年月日	S32.8.28														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	指定管理者（公募）：函館市弓道連盟 指定期間：H29.4.1～R4.3.31																
構造規模等	千代台公園内 施設面積 512m ² 建築面積 射場・待機場他 169m ² ，的場 30m ² （木造平屋建） 的数 5ヶ，射程距離 28m ※ 平成 11 年に火災損傷，平成 12 年に復旧工事（一部改修）																
供用期間等	通年（1 月 4 日～12 月 28 日）供用時間 午前 9 時～午後 9 時																
休館日	毎週水曜日，年末年始																
使用料（利用料金）	利用料金制（■有 □無） [利用料金]（単位：円） 専用使用:1 日 3,000 円 個人使用:一般 1 回 150 円，学生生徒児童 1 回 100 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>9,507</td> <td>9,482</td> <td>9,371</td> <td>9,131</td> <td>7,499</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	9,507	9,482	9,371	9,131	7,499
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	9,507	9,482	9,371	9,131	7,499												

根崎公園アーチェリー場

所在地	湯川町 3 丁目 6 番	開設年月日	S44.9.1														
設置目的	市民の休息，散歩，遊戯，運動等総合的に供することを目的に設置された都市公園内にあるスポーツ施設																
設置根拠	函館市都市公園条例																
運営主体	直営																
構造規模等	施設面積 4,140 m ² 射場 2,700m ² ，的数 14ヶ 射程距離 90m，スタンド(1,000 人収容)、更衣室、物品庫																
供用期間等	4 月第 2 日曜日～11 月第 2 日曜日 日の出～日没																
使用料	[使用料]（単位：円） 使用料 一般 150 円，学生生徒 110 円																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,173</td> <td>1,173</td> <td>1,076</td> <td>1,227</td> <td>1,058</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R 元	利用者数(人)	1,173	1,173	1,076	1,227	1,058
	H27	H28	H29	H30	R 元												
利用者数(人)	1,173	1,173	1,076	1,227	1,058												

Ⅲ 生涯学習【函館市入舟町前浜海水浴場】

函館市入舟町前浜海水浴場

所在地	入舟町22番	開設年月日	S55														
設置目的	市民の心身の健康な発達とスポーツ・レクリエーション活動の普及，促進を図る																
運営主体	直営																
構造規模等	60×50m，水深0~3m 付帯施設 トイレ（男女各2）、更衣室（男女各1）、監視所、駐車場約20台																
供用期間等	例年7月下旬～8月中旬 例年 午前10時～午後4時																
使用料	無料																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>2,652</td> <td>6,415</td> <td>2,279</td> <td>3,053</td> <td>3,750</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	2,652	6,415	2,279	3,053	3,750
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	2,652	6,415	2,279	3,053	3,750												

函館市白尻スキー場

所在地	白尻町593番地1	開設年月日	H2.1.10														
設置目的	スポーツの振興を図り，もって市民の心身の健全な発達に寄与するため																
設置根拠	函館市白尻スキー場条例																
運営主体	指定管理者（公募）：南茅部地域教育施設等管理共同企業体 指定期間：H28.4.1～R3.3.31																
構造規模等	施設面積 25,000 m ² 第1ゲレンデ 面積 13,000m ² 第1リフト(ロープ塔)170m 第2ゲレンデ 面積 12,000m ² 第2リフト(ロープ塔)206m 斜度 最高約30度、最低9度 ロッジ(木造平屋建 92.74m ²)，監視小屋(木造平屋建)，ナイター照明6柱																
供用期間等	12月第4土曜日から3月第3日曜日まで 9:00 から 21:00 まで ※ロープ塔の運行時間は13:00（日祝日は9:00）から21:00まで ※16:00 から 18:00 までと日祝日の正午から13:00まではゲレンデ整備のためロープ塔を休止。																
使用料（利用料金）	無料																
事業実績（R元）	○ スポーツを振興する事業の実施 親と子の冬フェスティバルの提案(積雪不足のため中止)																
利用者数の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>1,479</td> <td>1,770</td> <td>1,476</td> <td>969</td> <td>264</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	1,479	1,770	1,476	969	264
	H27	H28	H29	H30	R元												
利用者数(人)	1,479	1,770	1,476	969	264												

Ⅲ 生涯学習【函館市民スケート場】

函館市民スケート場

所在地	金堀町10番8号	開設年月日	H3.1.13																																
設置・運営主体	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団																																		
構造規模等	氷面積 5,024.4 m ² 仮設式アイスパネル屋外組立解体式 スピードスケートリンク 1周250m サブスケートリンク 29m×60m 休憩所（屋内・外）、貸スケートコーナー等																																		
供用期間等	12月中旬～2月中旬 土日祝、冬休み期間：午前10時～午後7時 その他の日：正午～午後7時 時間外開場（専用使用の場合に限る）：午後7時～午後10時																																		
休場日	12月31日、1月1日																																		
使用料（利用料金）	使用料（円） 個人 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>券の種類</th> <th>1回券</th> <th colspan="2">回数券（11枚綴り）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生</td> <td>150</td> <td>1,500</td> <td colspan="2">3,600</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>200</td> <td>2,000</td> <td colspan="2">4,800</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>300</td> <td>3,000</td> <td colspan="2">7,200</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>600</td> <td>6,000</td> <td colspan="2">14,400</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>300</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> 団体 学校行事及び児童・生徒の健全育成団体の使用：各個人使用料金の3割引 20人以上：各個人使用料金の2割引 ファミリー共通券 ※1,650円相当 1,500円（貸靴にも利用可） ※ 個人使用および団体使用において市内に在住又は在学の小中学生の使用料は無料					区分	券の種類	1回券	回数券（11枚綴り）		小学生	150	1,500	3,600		中学生	200	2,000	4,800		高校生	300	3,000	7,200		一般	600	6,000	14,400		高齢者（65歳以上）	300			
区分	券の種類	1回券	回数券（11枚綴り）																																
小学生	150	1,500	3,600																																
中学生	200	2,000	4,800																																
高校生	300	3,000	7,200																																
一般	600	6,000	14,400																																
高齢者（65歳以上）	300																																		
事業実績（R元）	○ スポーツを振興する事業の実施 フィギュアスケート教室、スケート場初すべりお年玉プレゼント、 スケート場イベントデー																																		
利用者数の推移	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数(人)</td> <td>32,038</td> <td>32,038</td> <td>26,536</td> <td>27,583</td> <td>24,687</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R元	利用者数(人)	32,038	32,038	26,536	27,583	24,687																		
	H27	H28	H29	H30	R元																														
利用者数(人)	32,038	32,038	26,536	27,583	24,687																														